

# 令和3年度（2021年度）第8回熊本県情報公開・個人情報保護審議会

日 時：令和3年（2021年）10月19日（火）13:30～  
場 所：県庁 行政棟本館5階 審議会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取 資料1-1 資料1-2  
資料1-3

- (2) 防犯カメラ・ドライブレコーダーの新規設置状況報告 資料2  
(上半期)

～以下、非公開～

- (3) 前回議事録の確定 資料3

- (4) 諮問第28号（個人情報）の審議 資料28-21  
・実施機関からの意見聴取  
・答申の方向性

### 3 閉 会

#### ※諮問案件

○県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについての意見聴取

○諮問第28号（個人情報）

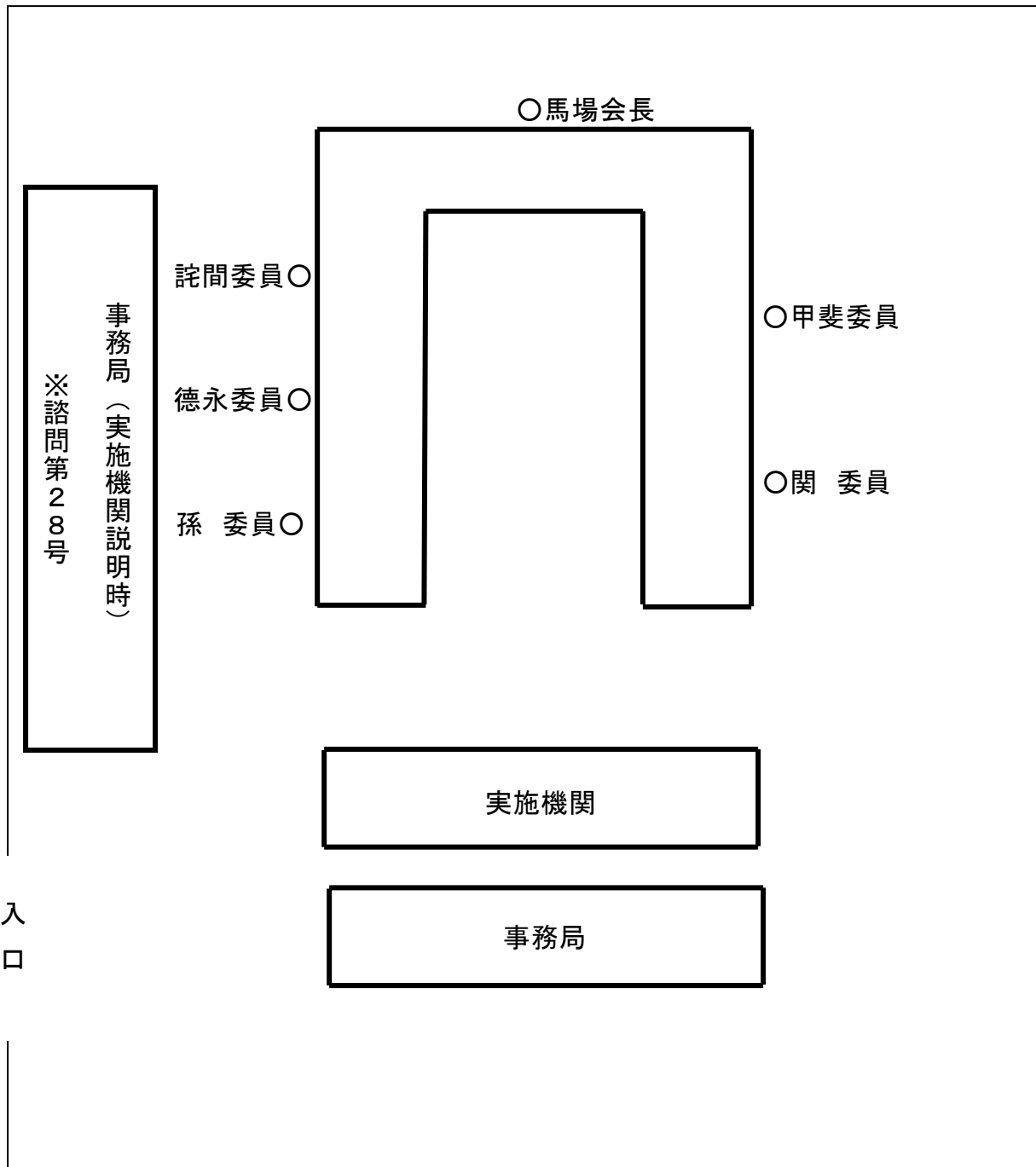
警察官が作成した行政文書に記載された開示請求者の個人情報の不開示決定（適用除外）に関する件

第8回 熊本県情報公開・個人情報保護審議会  
配 席 図

日時：令和3年(2021年)10月19日(火)

午後1時30分～

場所：県庁行政棟本館5階 審議会室



## 関係規程（抜粋）

**1 熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例**

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うため、知事の附属機関として熊本県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1)～(3) (略)

(4) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第28条第1項の規定に基づき定められた特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項の規定により、特定個人情報ファイル（同法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）の取扱いについて調査審議し、意見を述べること。

(5) (略)

**2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律**

（定義）

第2条 1～7 (略)

8 この法律において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。第7条第1項及び第2項、第8条並びに第48条並びに附則第3条第1項から第3項まで及び第5項を除き、以下同じ。）をその内容に含む個人情報をいう。

9 この法律において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

10～15 (略)

（特定個人情報保護評価）

第28条 行政機関の長等は、特定個人情報ファイル（専ら当該行政機関の長等の職員又は職員であった者の人事、給与又は福利厚生に関する事項を記録するものその他の個人情報保護委員会規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項を評価した結果を記載した書面（以下この条において「評価書」という。）を公示し、広く国民の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、個人情報保護委員会規則で定める重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

- (1) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者の数
- (2) 特定個人情報ファイルに記録されることとなる特定個人情報の量
- (3) 行政機関の長等における過去の個人情報ファイルの取扱いの状況
- (4) 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の概要

- (5) 特定個人情報ファイルを取り扱うために使用する電子情報処理組織の仕組み及び電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。第38条の3において同じ。）の方式
  - (6) 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報を保護するための措置
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会規則で定める事項
- 2～6（略）

## ○ 特定個人情報保護評価に関する規則

（地方公共団体等による評価）

第7条 地方公共団体等は、特定個人情報ファイル（第4条第1号から第9号までのいずれかに該当するものを除く。）を保有しようとするときは、当該特定個人情報ファイルを保有する前に、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 第14条第3項の規定により準用する同条第2項の規定により地方公共団体等が公表した基礎項目評価書に係る特定個人情報ファイルが、第4条第8号イ若しくはロ又は前条第1項第1号若しくは第2号のいずれにも該当しないとき（当該特定個人情報ファイルが、第14条第3項の規定により準用する同条第1項の規定による修正前においては、第4条第8号イ若しくはロ又は前条第1項第1号若しくは第2号に該当していた場合に限る。）は、地方公共団体等は、法第28条第1項に規定する評価書を公示し、広く住民その他の者の意見を求めるものとする。

3 前2項の規定による評価書の公示については、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

4 第1項前段及び第2項の場合において、地方公共団体等は、これらの規定により得られた意見を十分考慮した上で当該評価書に必要な見直しを行った後に、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして相当と認められる者の意見を聴くものとする。当該特定個人情報ファイルについて、第11条に規定する重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

5 地方公共団体等は、前項の規定により意見を聴いた後に、当該評価書を個人情報保護委員会に提出するものとする。

6 地方公共団体等は、前項の規定により法第28条第1項に規定する評価書を提出したときは、速やかに当該評価書を公表するものとする。この場合においては、第10条第1項及び第2項の規定を準用する。

# 特定個人情報保護評価の概要

平成30年5月

(令和3年9月改訂)

個人情報保護委員会事務局



# 目次

1.	特定個人情報保護評価の意義	1
2.	特定個人情報保護評価の実施主体	2
3.	特定個人情報保護評価の対象	3
4.	特定個人情報保護評価の実施手続	8
	特定個人情報保護評価計画管理書	9
	しきい値判断	10
	基礎項目評価	11
	重点項目評価	12
	全項目評価	13
5.	特定個人情報保護評価の実施時期	15
6.	特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置	18

# 1. 特定個人情報保護評価の意義

## 特定個人情報保護評価の基本理念

- 特定個人情報保護評価は、番号制度の枠組みの下での制度上の保護措置の1つであり、特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することを基本理念とする。

## 特定個人情報保護評価の目的

- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止
- 国民・住民の信頼の確保

## 特定個人情報保護評価の内容

- 特定個人情報保護評価は、諸外国のプライバシー影響評価（Privacy Impact Assessment: PIA）に相当するものであり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずること、さらにこのような措置が個人のプライバシー等の権利利益の保護措置として十分であると認められることを自ら宣言するもの。

## 根拠法令等

- 番号法 第27条・第28条
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）
- 特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）

## 2. 特定個人情報保護評価の実施主体

### 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられる者

次に掲げる者（行政機関の長等）のうち特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価の実施が原則義務付けられる。

- 行政機関の長
- 地方公共団体の長その他の機関
- 独立行政法人等
- 地方独立行政法人
- 地方公共団体情報システム機構
- 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者

### 特定個人情報ファイルの「保有」とは…

- 特定個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有する、事実上支配している状態のこと。
- 番号法別表第一（第9条関係）の下欄に掲げる事務の処理に関して特定個人情報を保有する場合のほか、行政機関の長等が番号法第19条第13号から第17号までのいずれかに該当するなどして、特定個人情報ファイルを保有する場合も含まれる。

### 実施が義務付けられる者が複数いる場合等の特定個人情報保護評価

- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者が複数存在する場合には、実態やリスク対策を把握し、記載事項に責任を負う立場にある者がとりまとめる。
- 特定個人情報ファイルを保有する者又は保有する者以外に特定個人ファイルに関わる者が存在する場合は、適切に実施されるよう協力する。



### 3. 特定個人情報保護評価の対象

#### 特定個人情報保護評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- 原則として法令上の事務ごと、番号法別表第一に掲げる事務ごとに実施。
- 評価実施機関の判断で法令上の事務を分割又は統合した事務の単位で実施することも可。

#### 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない事務

- 特定個人情報ファイルを取り扱う事務のうち、次に掲げる事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。
  - ア 職員又は職員であった者等の人事、給与、福利厚生に関する事項又はこれら準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
  - イ 手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務
  - ウ 対象人数が1000人未満の事務
  - エ 1つの事業所の事業主が単独で設立した健康保険組合等が保有する被保険者等の医療保険に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
  - オ 公務員又は公務員であった者等の共済に関する事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
  - カ 情報提供ネットワークシステムを使用する事業者が保有する、情報提供ネットワークシステムと接続しない特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務
  - キ 会計検査院が検査上の必要により保有する特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務

## 特定個人情報ファイルとは

- 特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル又は個人情報データベース等をいう。
- 特定個人情報ファイルの単位は、その使用目的に基づき、評価実施機関が定めることができる。

### (1) 「個人情報ファイル・個人情報データベース等」とは

個人情報ファイル・個人情報データベース等とは、個人情報を含む情報の集合体であって、

ア 個人情報を検索することができるように体系的に構成したもの

イ 電子計算機用ファイルと手作業処理用ファイル双方を含む。

※ なお、手作業処理用ファイルのみを取り扱う事務は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

## (2) 「個人番号をその内容に含む個人情報ファイル」とは

- 個人番号をその内容に含む個人情報ファイルとは、単に個人番号が含まれているテーブルのみを意味するのではなく、個人番号にアクセスできる者が、個人番号と紐付けてアクセスできる情報を意味しており、これが特定個人情報ファイルとなる。（評価指針の解説P35）

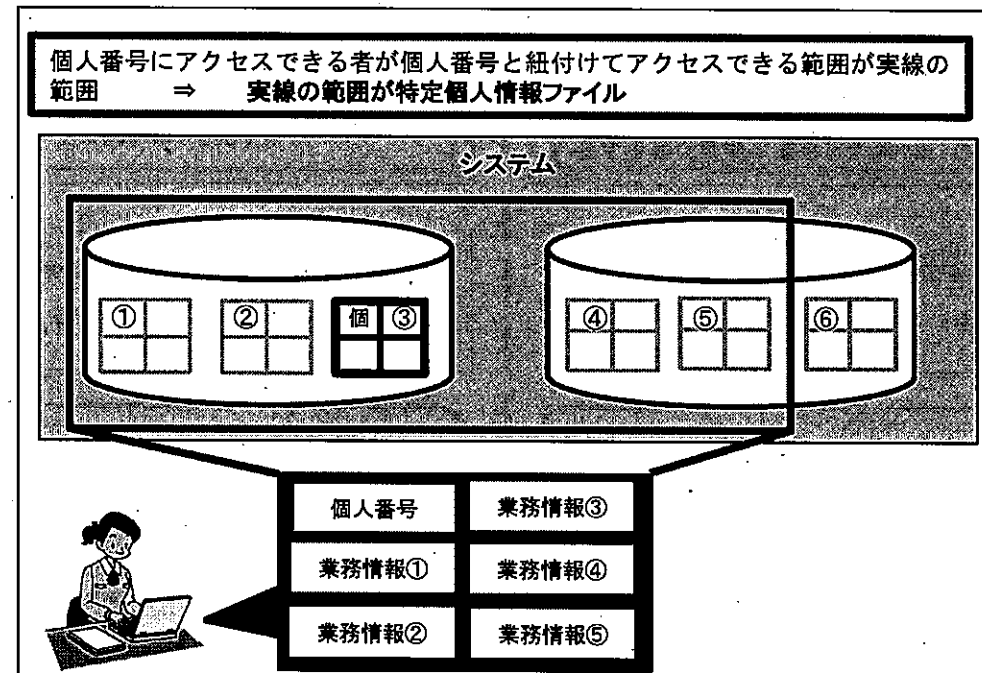


テーブル



データベース

注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

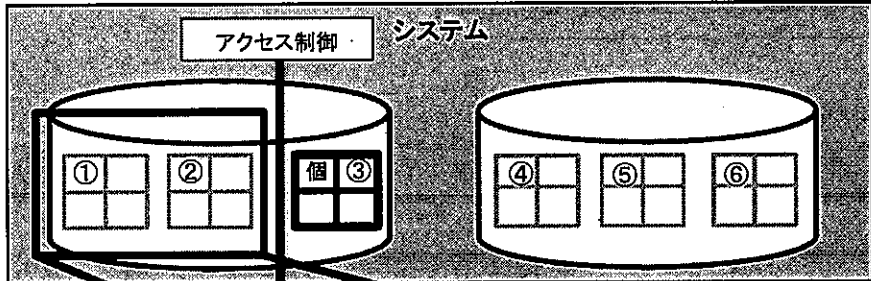


○ アクセス制御等により、不正アクセスを行わない限り、個人番号を含むテーブルにアクセスできない場合は、原則、特定個人情報ファイルに該当しない。(評価指針の解説P36)



注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

実線のテーブルにアクセスできる者は、アクセス制御により個人番号にアクセスできない ⇒ 実線の範囲は特定個人情報ファイルではない

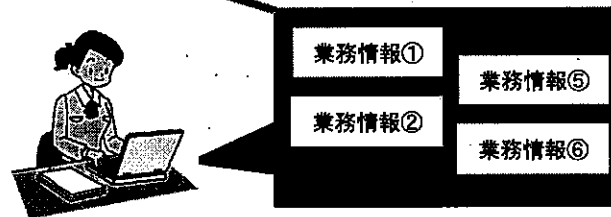
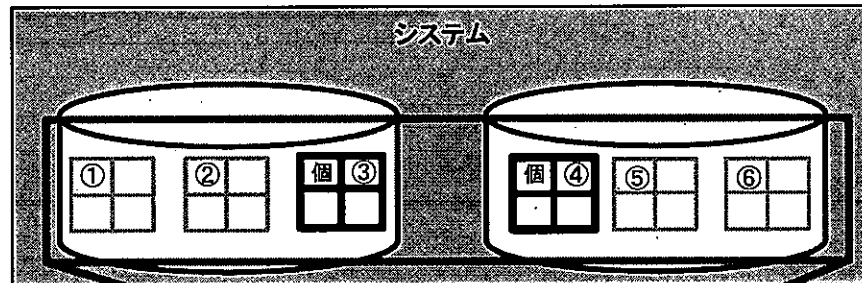


○ 個人番号が画面上表示されない場合であっても、システム上で個人番号にアクセスし、システム内部で検索キーとして個人番号を利用する場合は、特定個人情報ファイルに該当する。(評価指針の解説P39)



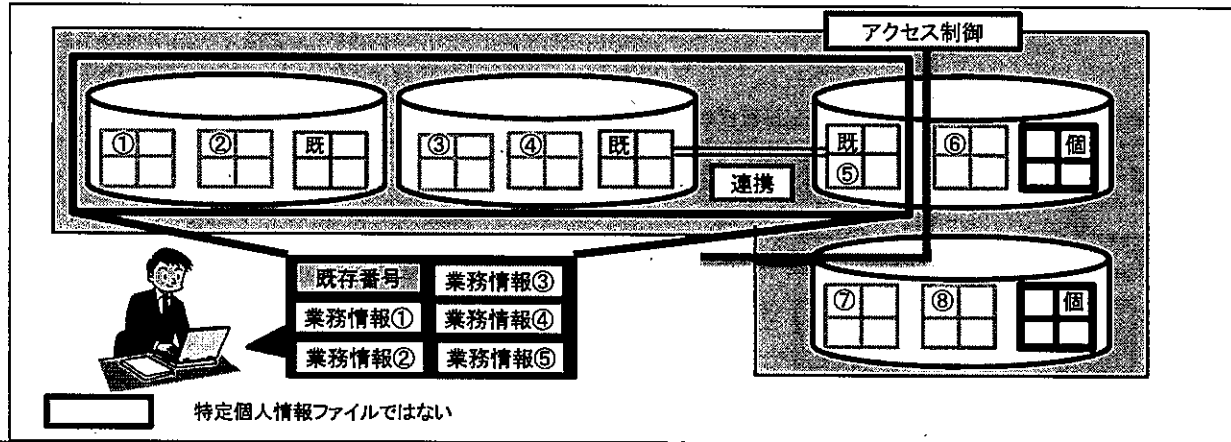
注：太線のテーブルのみに個人番号が存在する場合

個人番号が画面上表示されないが、システム内部で個人番号が検索キーとして利用され、個人番号により紐付けてアクセスできる ⇒ 実線の範囲は特定個人情報ファイル

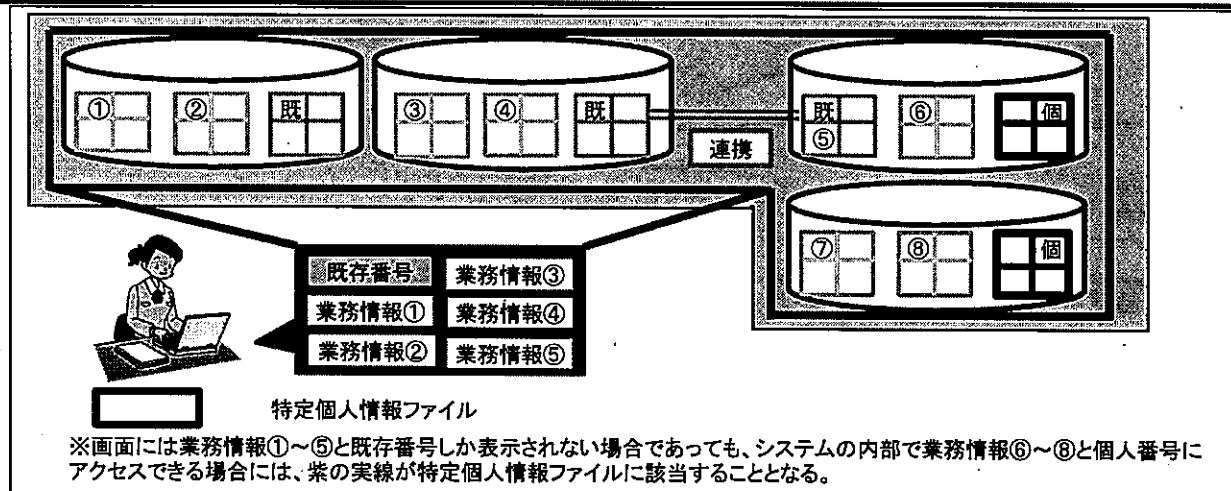


### (3) 既存番号で連携している場合の特定個人情報ファイルの考え方

- 既存番号で連携している場合であって、アクセス制御等により個人番号そのものにはアクセスできず、個人番号以外の情報のみアクセスできるように制御されている場合は、特定個人情報ファイルには該当しない。(評価指針の解説P41)



- 既存番号で連携している場合であっても、アクセス制御がされておらず、個人番号そのものにアクセスできる場合は、特定個人情報ファイルに該当する。(評価指針の解説P41～42)



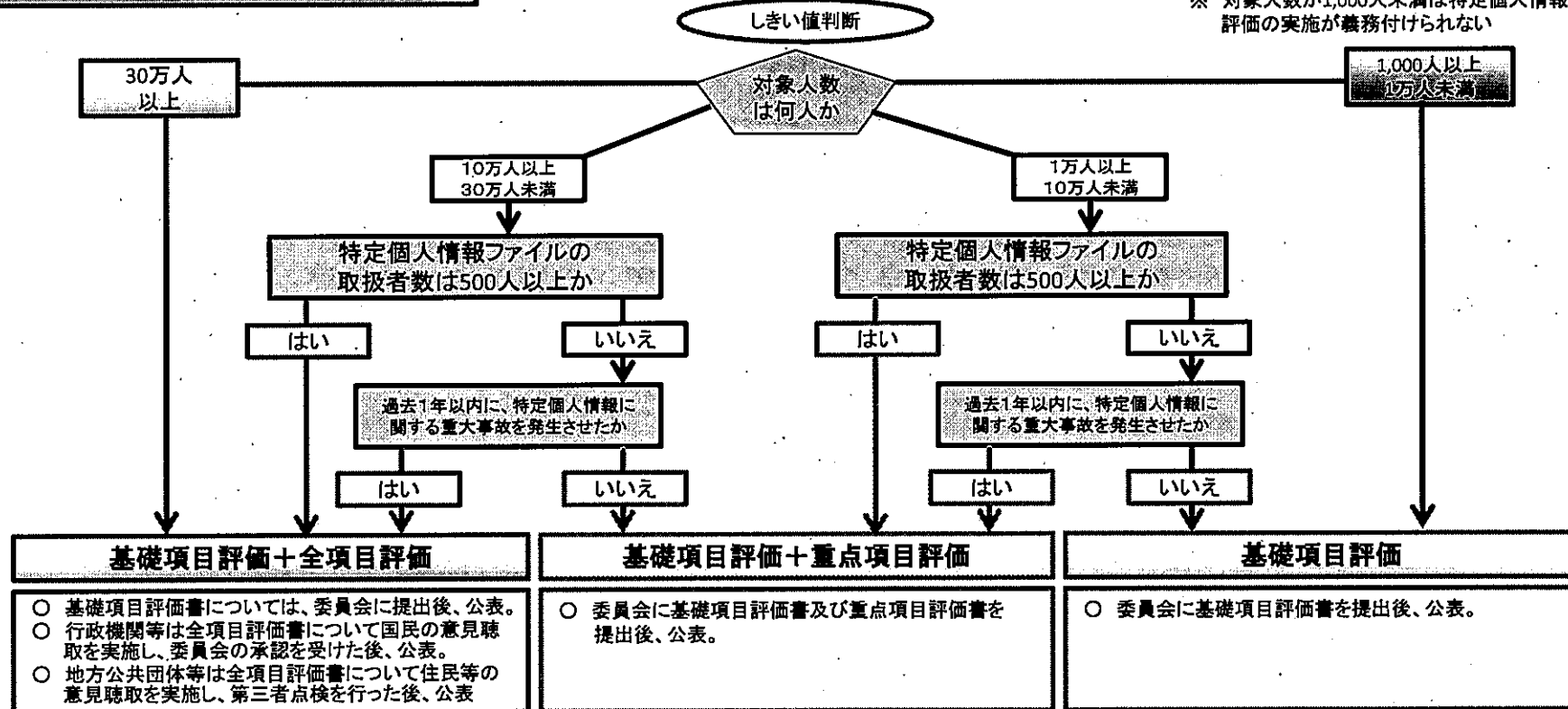
# 4. 特定個人情報保護評価の実施手続

## 特定個人情報保護評価計画管理書

- 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

## 特定個人情報保護評価の実施

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない



## 実施後に必要となる手続

- 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- 少なくとも1年に1回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- 一定期間(5年)経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

# 特定個人情報保護評価計画管理書

## 記載事項

特定個人情報保護評価計画管理書

評価書番号

法令上の根拠

事務の名称

システムの名称

情報連携

基礎項目評価

前回実施日

次回実施予定日

しきい値判断

重点項目／全項目評価

前回実施日

次回実施予定日

備考

担当部署

(別添1) システム概要図

(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

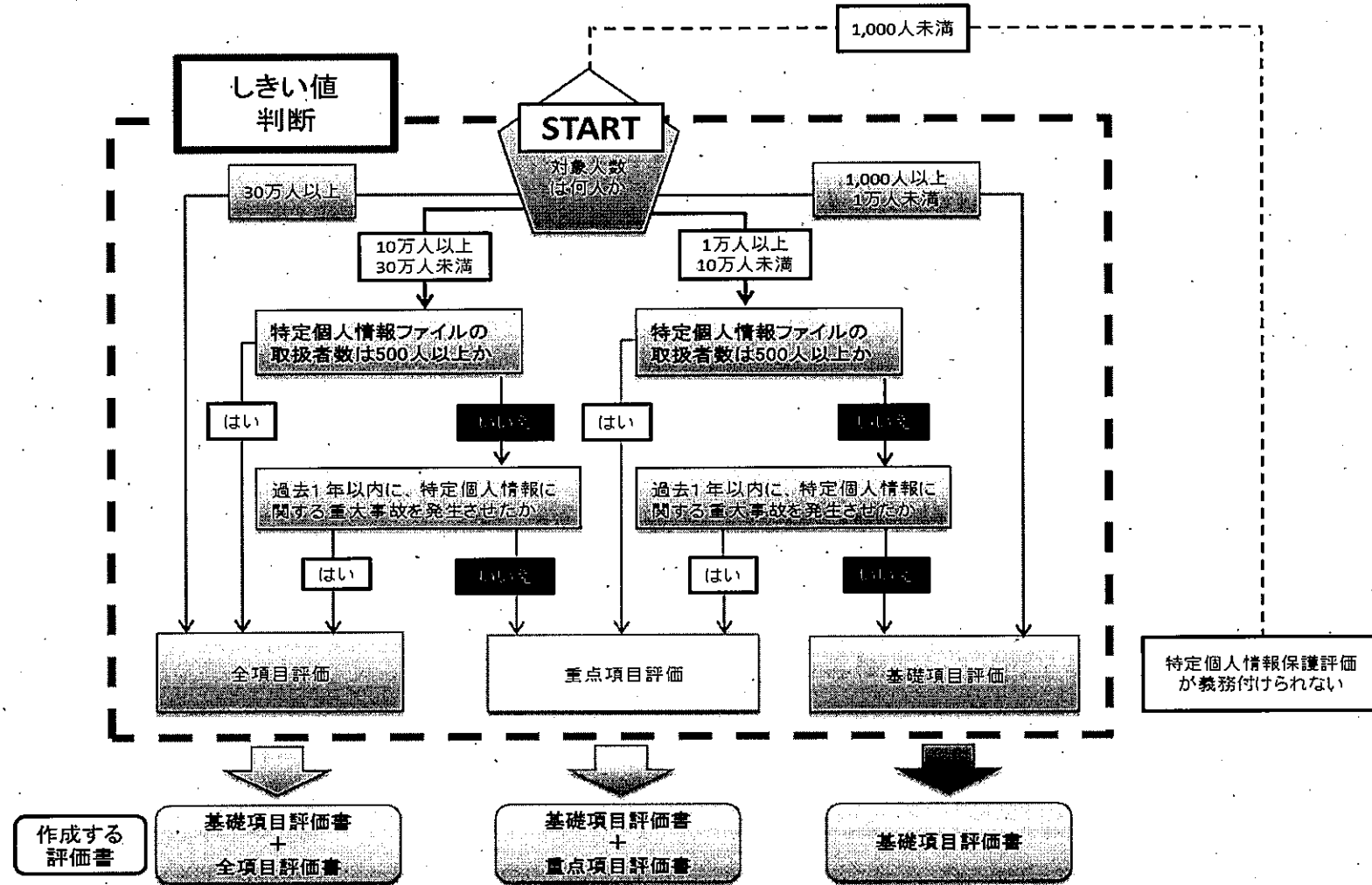
## 目的

- 特定個人情報ファイルを取扱う事務とシステムの全体像を把握し、特定個人情報保護評価を実施する事務の単位を適切に判断
- 特定個人情報保護評価の適切な計画及び管理

## 手続

- 作成は「評価実施機関単位」
- 最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成し、特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に併せて提出
- 特定個人情報保護評価書を提出するたび、更新して委員会へ提出
- 非公表

# しきい値判断



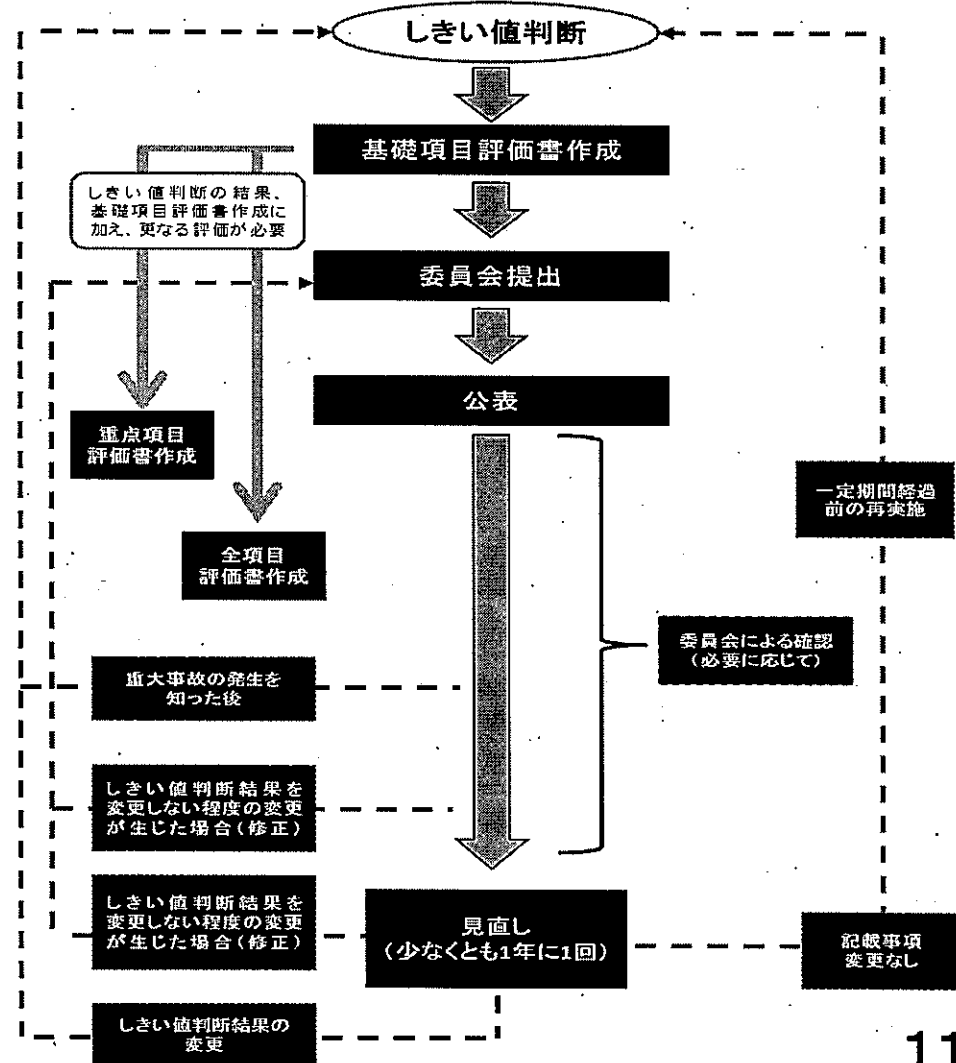


# 基礎項目評価

## 記載事項

- I 関連情報
- II しきい値判断項目
  - 1. 対象人数  
評価対象の事務の対象人数は何人が
  - 2. 取扱者数  
特定個人情報ファイルの取扱者数は500人以上か
  - 3. 重大事故  
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか
- III しきい値判断結果
- IV リスク対策
  - 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類
  - 2. 特定個人情報の入手  
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
  - 3. 特定個人情報の使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転  
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
  - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - 7. 特定個人情報の保管・消去
  - 8. 監査
  - 9. 従業員に対する教育・啓発

## 基礎項目評価実施フロー

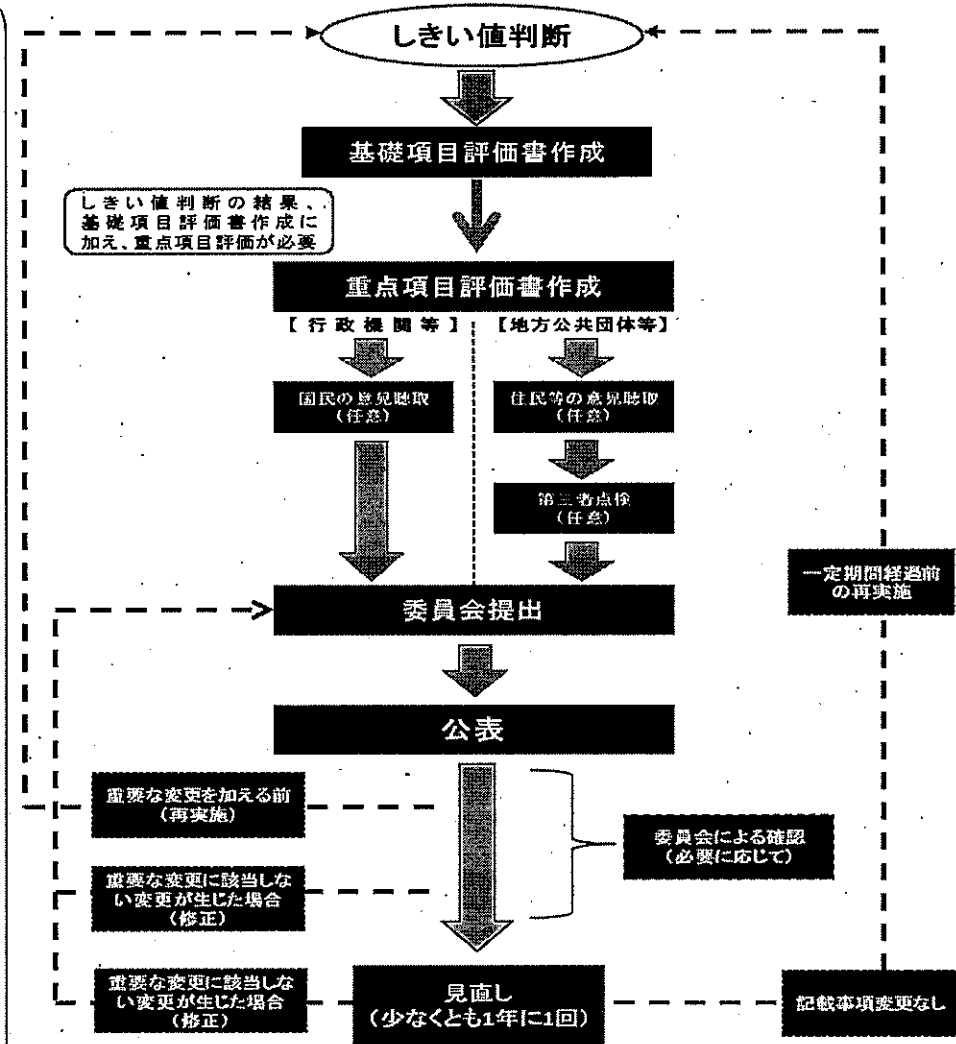


# 重点項目評価

## 記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
  - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
  - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III リスク対策
  - 1. 特定個人情報ファイル名
  - 2. 特定個人情報の入手  
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
  - 3. 特定個人情報の使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転  
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
  - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - 7. 特定個人情報の保管・消去
  - 8. 監査
  - 9. 従業者に対する教育・啓発
  - 10. その他のリスク対策
- IV 開示請求、問合せ
  - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
  - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- V 評価実施手続

## 重点項目評価実施フロー

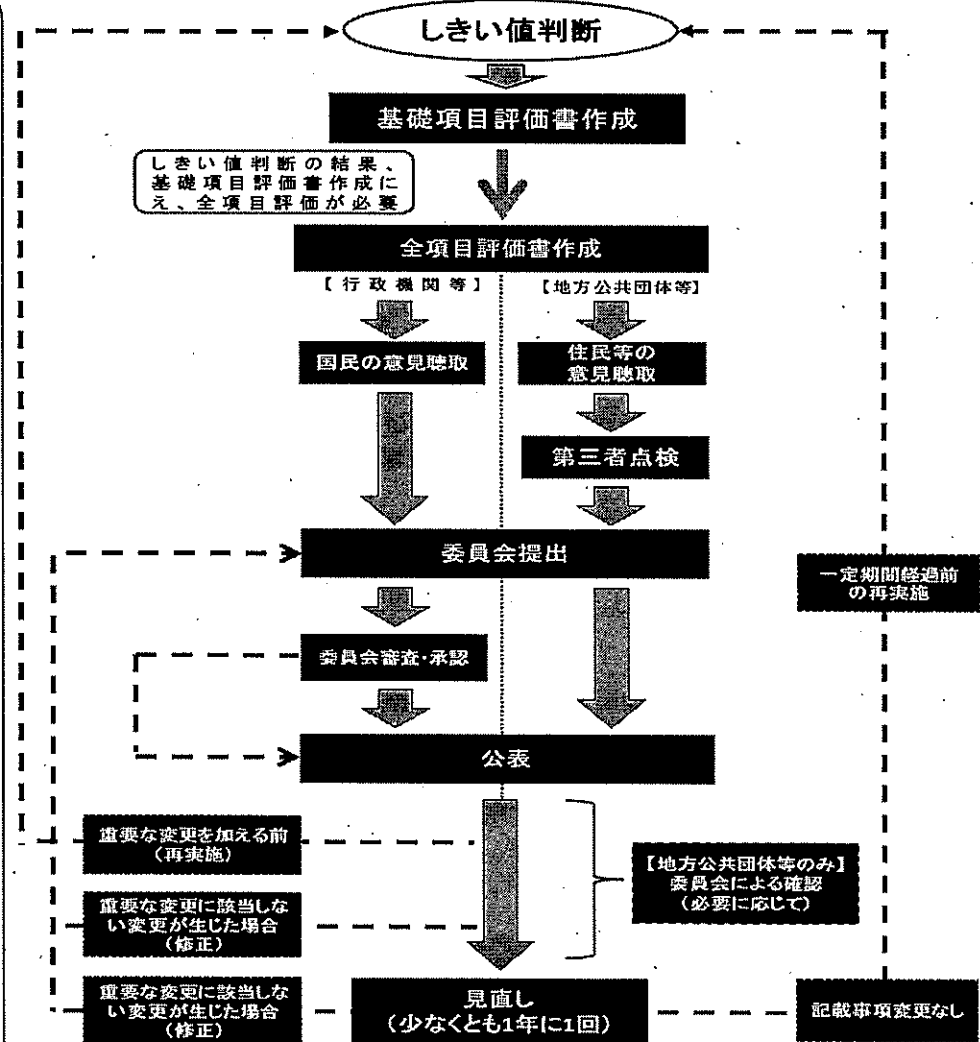


# 全項目評価

## 記載事項

- I 基本情報
- II 特定個人情報ファイルの概要
  - 1. 名称 2. 基本情報 3. 特定個人情報の入手・使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)
  - 6. 特定個人情報の保管・消去 7. 備考
- III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
  - 1. 特定個人情報ファイル名
  - 2. 特定個人情報の入手  
(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
  - 3. 特定個人情報の使用
  - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - 5. 特定個人情報の提供・移転  
(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
  - 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - 7. 特定個人情報の保管・消去
- IV その他のリスク対策
  - 1. 監査 2. 従業者に対する教育・啓発
  - 3. その他のリスク対策
- V 開示請求、問合せ
  - 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求
  - 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ
- VI 評価実施手続

## 全項目評価実施フロー



## 第三者点検

- 地方公共団体等が全項目評価を実施する際は、委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要がある。
- 個人情報保護審議会又は個人情報保護審査会による点検が原則。審議会又は審査会による点検が困難な場合は、専門性(個人情報の保護や情報システム)を有する外部の第三者によることも可。
- 第三者点検の目的は、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保すること。
- 個人情報保護委員会による行政機関等の全項目評価書の承認に際しての審査の観点を参考にすることができる。

### 指針(第10 1(2))

#### 第10 委員会の関与

##### 1 特定個人情報保護評価書の承認

##### (2) 審査の観点

委員会は、全項目評価書の承認に際し、適合性及び妥当性の2つの観点から審査を行う。

##### ア 適合性

この指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しているか。

- ・しきい値判断に誤りはないか。
- ・適切な実施主体が実施しているか。
- ・公表しない部分は適切な範囲か。
- ・適切な時期に実施しているか。
- ・適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。等

##### イ 妥当性

特定個人情報保護評価の内容は、この指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ・記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ・特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ・特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ・特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ・記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ・個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。等

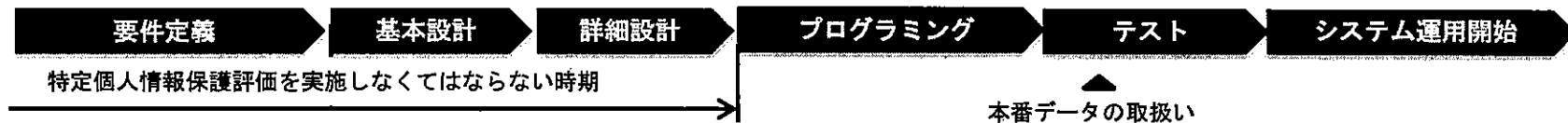
# 5. 特定個人情報保護評価の実施時期

## 1. 新規保有時

- 特定個人情報ファイルを保有しようとする前に、特定個人情報保護評価を実施しなければならない。(特定個人情報保護評価の実施とは評価書の公表までを指す。) ※ 災害発生時の対応等の場合は、保有後可及的速やかに実施。

### (1) システム用ファイルを保有しようとする場合の実施時期

遅くともプログラミングの開始前の適切な時期に、特定個人情報保護評価を実施する。



### (2) その他の電子ファイルを保有しようとする場合の実施時期

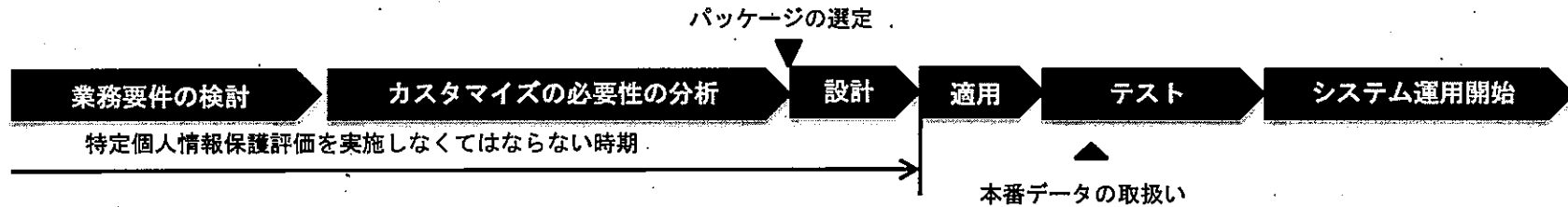
システム用ファイル以外の電子ファイルについては、事務処理の検討段階で特定個人情報保護評価を実施する。



### (3) パッケージシステムを適用する場合の実施時期

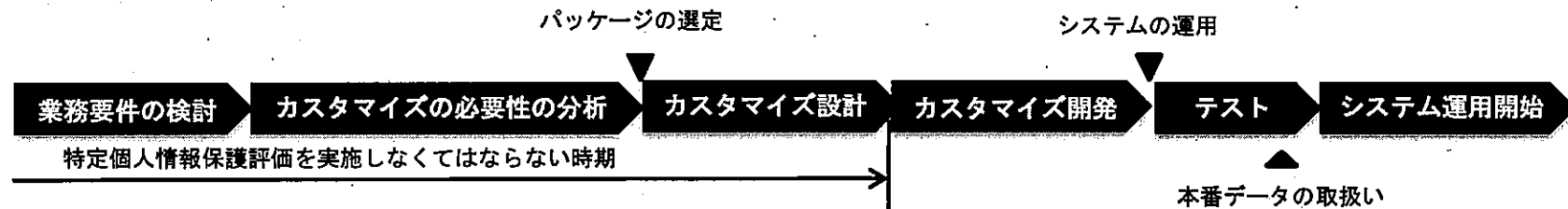
#### ア ノンカスタマイズの場合

・システムへの適用を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



#### イ カスタマイズの場合

・カスタマイズ開発を実施する前までに特定個人情報保護評価を実施する。



## 2. 新規保有時以外

- 過去に特定個人情報保護評価を実施した特定個人情報ファイルを取り扱う事務について、特定個人情報保護評価の再実施を行うのは以下の場合。
  - (1) 特定個人情報ファイルに重要な変更※を加えようとする場合、当該変更を加える前に再実施しなければならない。
  - (2) しきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断された場合は、速やかに再実施しなければならない。
  - (3) 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努める。

※重要な変更とは、重点項目評価書又は全項目評価書の記載項目のうち、評価指針の別表に定めるものについての変更をいう。様式中に※が付されている項目の変更は、重要な変更該当。

## 6. 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

### ○ 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置

- ・ 特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、特定個人情報ファイルの適正な取扱いの確保のための措置が適切に講じられていないおそれがあることから、情報連携を行うことを禁止している。（番号法第28条第6項、第21条第2項第2号）
- ・ 個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。

### ○ 特定個人情報保護評価書の記載に反する特定個人情報ファイルの取扱いに対する措置

- ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの実態が特定個人情報保護評価書の記載に反していた際は、個人情報保護委員会の指導・助言、勧告・命令の対象となり得る。



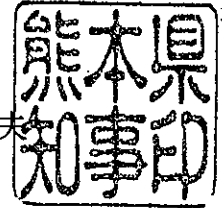
資料 1-3

税第306号

令和3年(2021年)9月29日

熊本県情報公開・個人情報保護審議会長 様

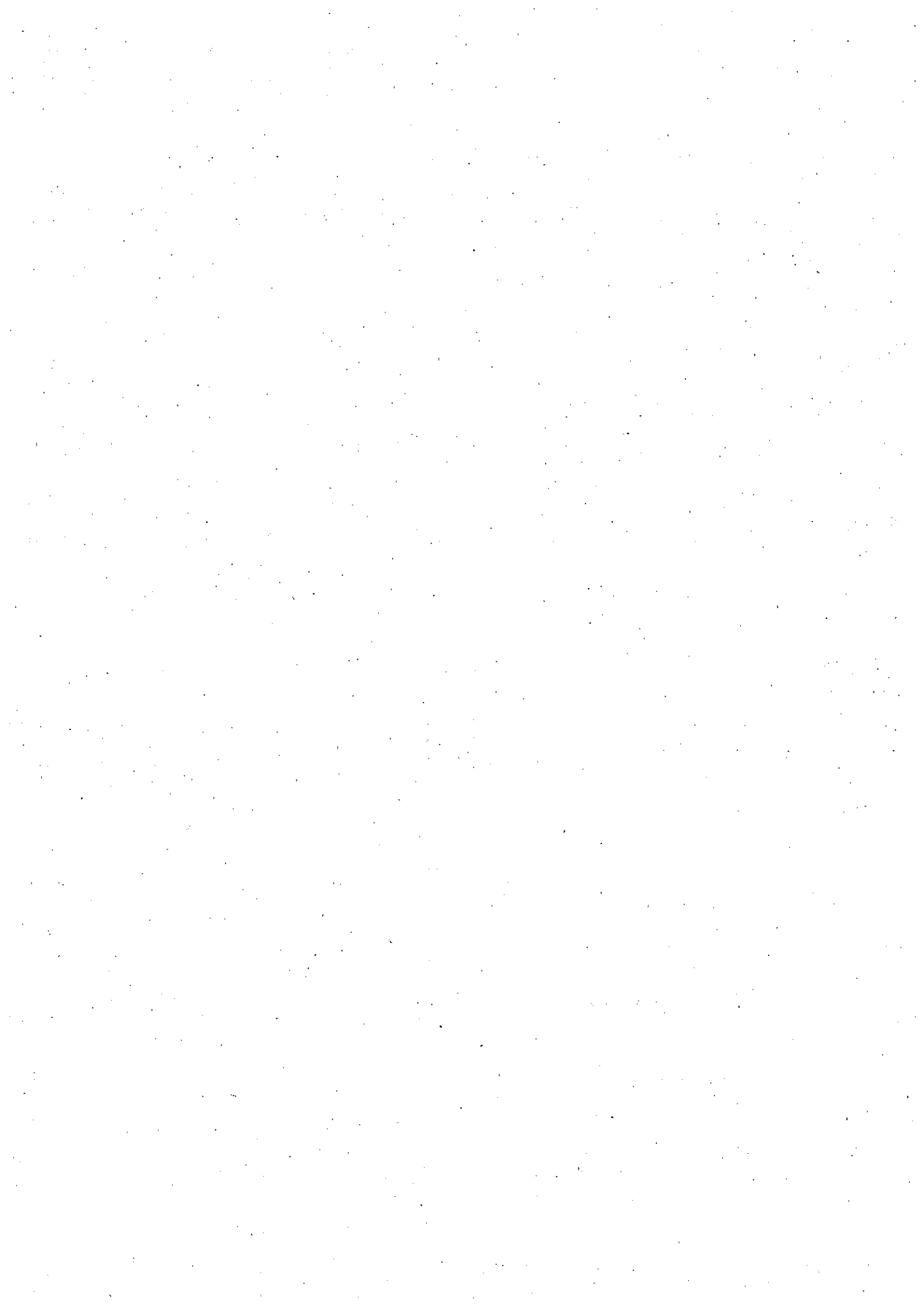
熊本県知事 蒲島郁夫



県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書(案)に記載  
された特定個人情報ファイルの取扱いについて(諮問)

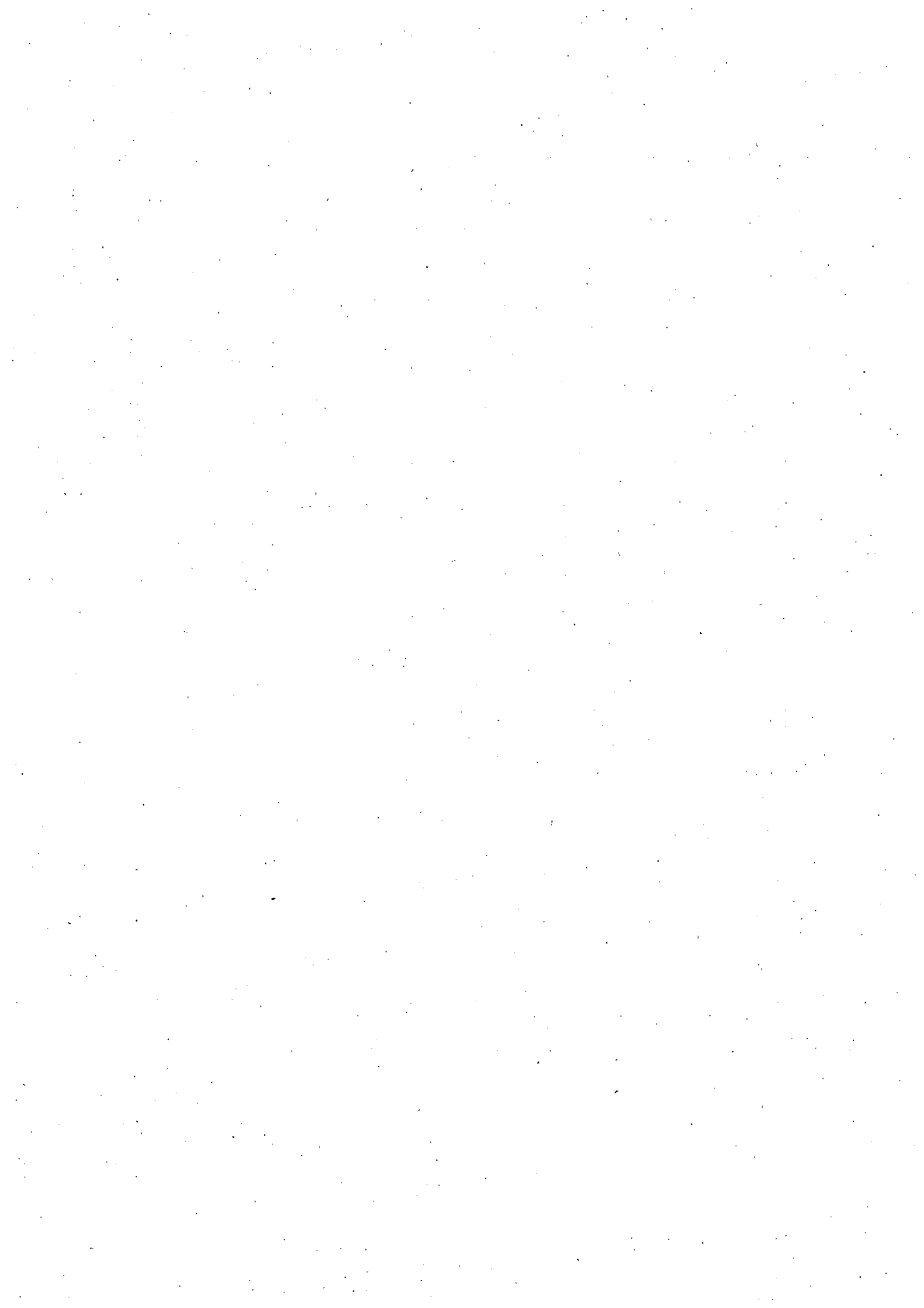
このことについて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利  
用等に関する法律(平成25年法律第27号)第28条第1項の規定に基づく特  
定個人情報保護委員会規則第1号第7条第4項の規定に基づき、別添のとおり  
諮問します。





特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書



# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	県税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本県は、県税の賦課徴収等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

- ・令和5年1月から新県税システムである「県税クラウドサービス」を利用することとしており、現在業務要件の検討を行っている。今回の一定期間経過前の特定個人情報保護評価再実施に合わせ、「県税クラウドサービス」の特定個人情報保護評価の実施を行うものである。
- ・本事務において用いる県税システムの利用にあたっては、内部による不正利用の防止のため、利用可能端末を制限するとともに、システム操作者に守秘義務を課し、利用専用カード、ID及びパスワードにより操作者の制限を行い、さらに、追跡調査のため端末の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・本県職員及び委託事業者以外からの当該システムへのアクセスを遮断し、責任者の許可がある場合を除き外部(データセンターを除く)への情報資産の送付及び持出し並びに外部(データセンターを除く)における情報処理作業を禁止する等、情報漏洩に対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において個人情報取扱特記事項により個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを定めている。

## 評価実施機関名

熊本県知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

基本情報
(別添1) 事務の内容
特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
その他のリスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添3) 変更箇所









他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )	

## システム6

システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム (住民基本台帳ネットワークシステムの中の都道府県サーバ部分について記載)
---------	--

システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2. 自都道府県の他の執行機関への情報提供 自都道府県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4. 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
---------	---

他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム
	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム
	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	

### 3. 特定個人情報ファイル名

<p>【県税システム】県税システムデータベースファイル (令和4年12月末まで運用予定)</p> <p>【県税クラウドサービス】県税クラウドサービスデータベースファイル (令和5年1月から運用開始予定)</p>
---

### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

事務実施上の必要性	番号制度に関する税制上の措置として、納税義務者から提出される申告書や国税連携システム及び市町村等から提出される税関係書類等の記載事項に個人番号が追加されるため、記載された個人番号を県税システム及び県税クラウドサービスで取扱うことで納税義務者個人の特定並びに名寄せの正確性が向上する。
実現が期待されるメリット	個人番号を利用することで個人の特定、名寄せの正確性が向上し、事務の効率化が図られ、行政サービスの質の向上(窓口の待ち時間短縮等)が期待できる。

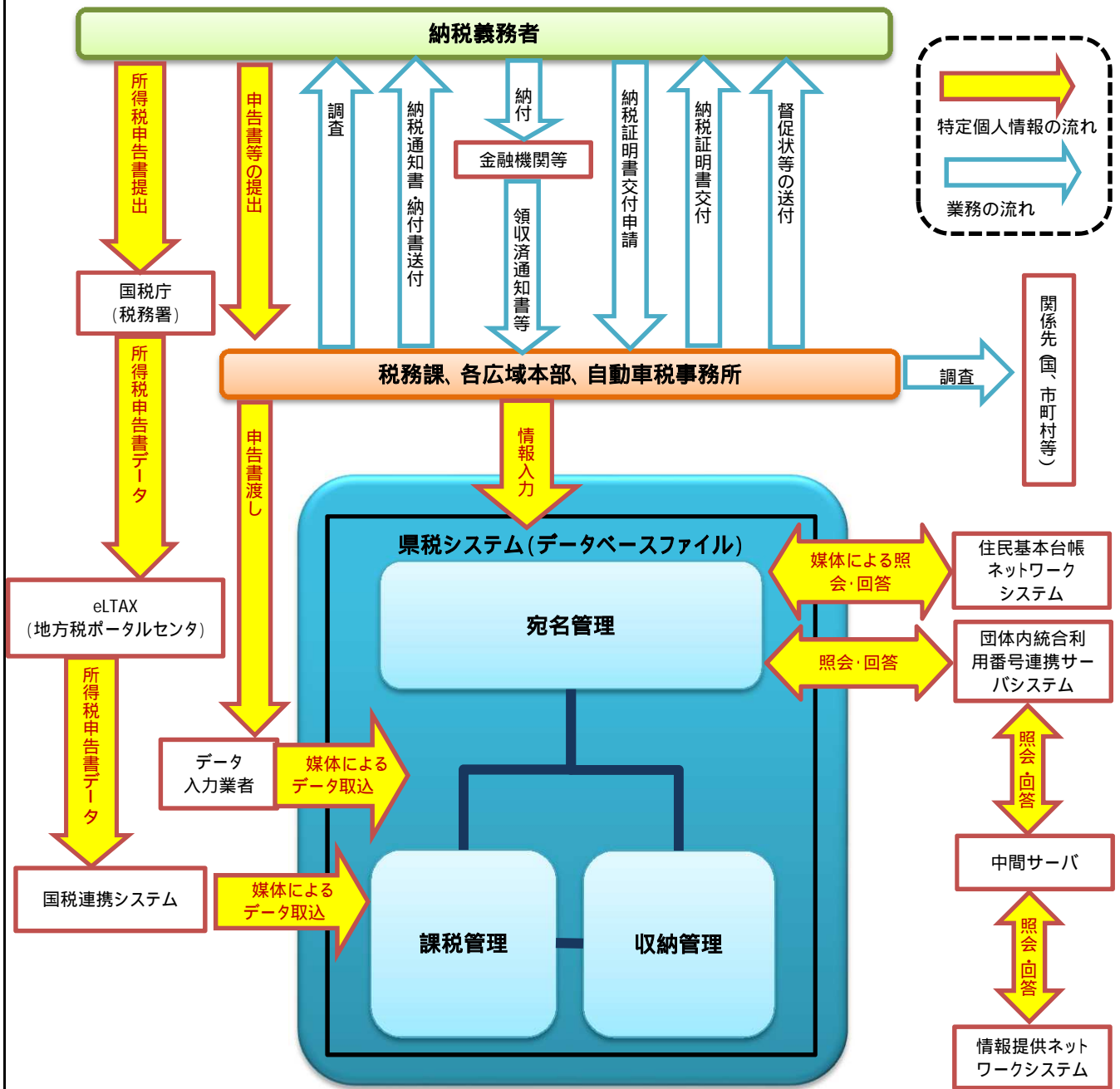
### 5. 個人番号の利用

法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の16の項。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
--------	---

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[ 実施する ] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の28の項
7. 評価実施機関における担当部署	
部署	熊本県総務部 市町村・税務局 税務課
所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

令和4年12月31日まで 県税システムの運用期間中



(備考)

一般的な事務の流れ

納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。

データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。

データ入力業務を委託していない申告書等は、県税システムへあて名情報等必要事項を入力する。

申告書等の内容を調査する。

納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。

納税義務者が金融機関等で納付する。

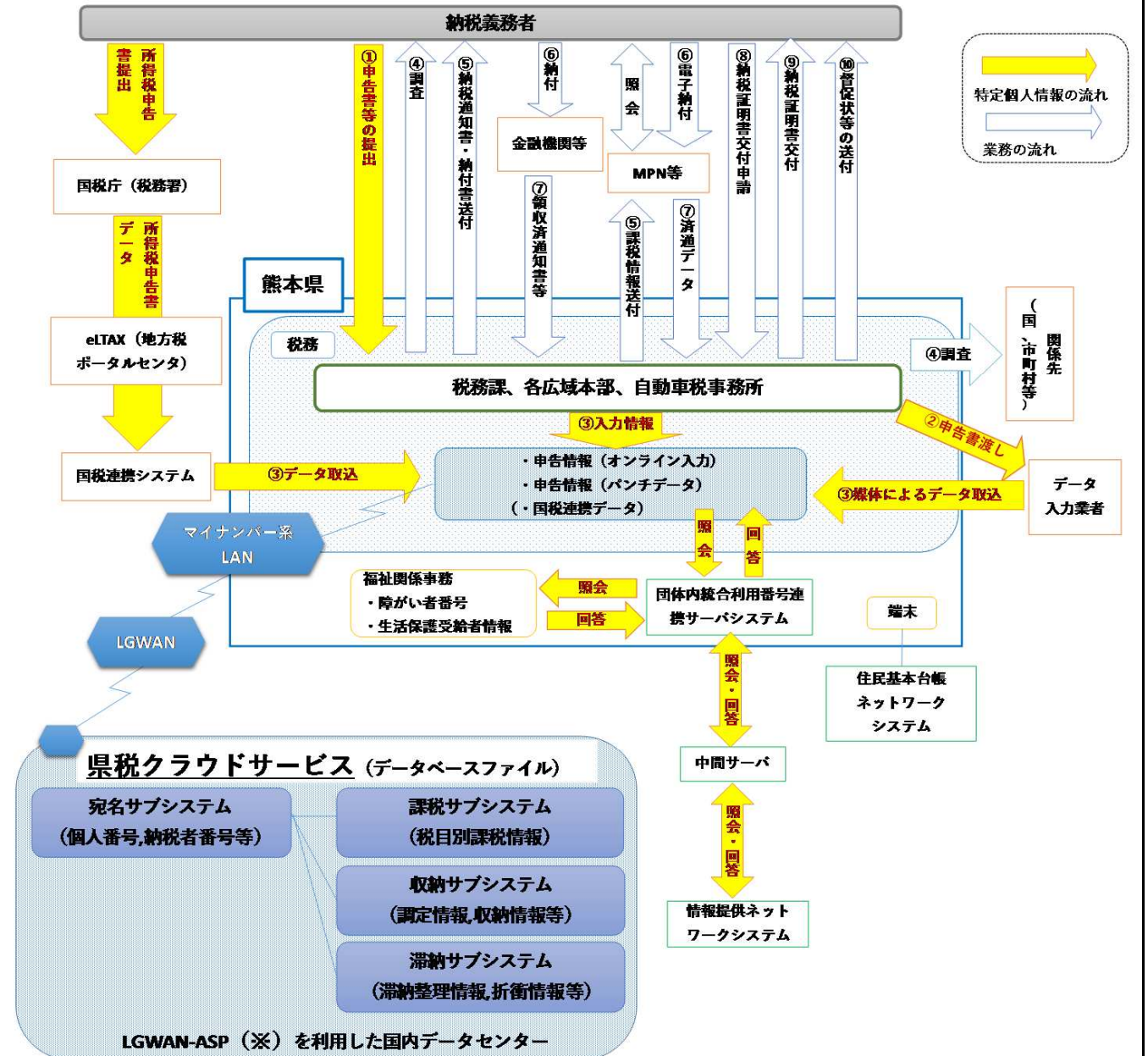
金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。

納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。

収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。

**(別添1) 事務の内容**

令和5年1月1日から 県税クラウドサービスの運用開始後



**(備考)**

- 一般的な事務の流れ
- 納税義務者から個人番号を含む申告書等の提出を受ける。
- データ入力業務を委託している申告書等は、取りまとめて委託業者に渡す。
- データ入力業務を委託していない申告書等は、県税クラウドサービスへあてて各情報等必要事項を入力する。
- 申告書等の内容を調査する。
- 納税義務者に納税通知書、納付書を送付する。
- 納税義務者が金融機関等で納付する。
- 金融機関からの領収済通知書等により、納税義務者からの納付を確認する。
- 納税義務者からの納税証明書の交付申請があった場合は、収納状況を確認し、納付が確認できれば納税証明書を交付する。
- 収納状況を確認し、納付されていない場合は督促状等を送付する。

# 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
[県税システム]県税システムデータベースファイル (令和4年12月末まで運用予定)	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う。
記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報及び連絡先：通知書等の送付や、本人への連絡のため。</li> <li>・国税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。</li> <li>・地方税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うため。</li> <li>・障害者福祉関係情報：税の障害者軽減の確認のため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成28年1月1日
事務担当部署	熊本県総務部 市町村・税務局 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用	
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（健康福祉部） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（国税連携システムからの媒体による入手）
入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告及び届出時：申告等を受け付けた都度</li> <li>・納税者の特定時：事務上、納税者の特定が必要な都度</li> <li>・個人事業税の課税に関する事務：課税に必要な情報を入手した都度</li> <li>・不動産取得税の課税に関する事務：課税に必要な情報を入手した都度</li> </ul>
入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の申告又は届出等については、本人からの申告書や届出書等を受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を入手する。</li> <li>・その後、必要に応じて納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報について、市町村及び他の機関に確認する。納税者の特定については、必要に応じて住民基本台帳ネットワークを通じて確認を行う。</li> <li>・地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</li> <li>・正確な課税のために、不動産登記簿の調査や市町村からの固定資産情報を入手する。</li> </ul>
本人への明示	<p>&lt;本人または本人の代理人からの入手&gt;  地方税法その他の地方税に関する法律に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより明示される。</p> <p>&lt;評価実施機関内の他部署&gt;  条例に評価実施機関内で保有する特定個人情報の提供を受ける旨が規定されることにより明示される。</p> <p>&lt;国税庁、他の都道府県、市町村からの入手&gt;  地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59に基づき、必要な情報の提供を受ける旨が規定されていることにより明示される。</p>
使用目的	県税の公平・公正な賦課徴収のため。
変更の妥当性	-

使用の主体	使用部署	熊本県総務部 市町村・税務局 税務課、県央広域本部税務部、県北広域本部収税課・課税課、県南広域本部収税課・課税課、天草広域本部税務課、自動車税事務所、各地域振興局県税窓口
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		<p>&lt; 申告、届出、調査等による課税事務 &gt; 申告及び届出等による情報や国税連携システムを通じて入手した情報から課税管理業務を行う。</p> <p>&lt; 収入及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納事務 &gt; 納税及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。</p> <p>&lt; 滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納管理事務 &gt; 未納情報から滞納管理業務を行う。</p> <p>&lt; 納税者の宛名管理事務 &gt; 納税者の宛名情報の管理業務を行う。</p>
	情報の突合	<p>&lt; 申告、届出、調査等による課税事務 &gt; 申告等の情報、本人確認情報、既保有情報を突合し、本人に係る申告書等であることを確認して課税を行う。</p> <p>&lt; 収入及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納事務 &gt; 収納情報、課税情報を突合し、課税と収納が同一人ものであることを確認して収納、還付、充当などを行う。</p> <p>&lt; 滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納管理事務 &gt; 未納情報、滞納者に係る調査情報を突合し、滞納者本人に係る調査情報であることを確認して滞納管理を行う。</p> <p>&lt; 納税者の宛名管理事務 &gt; 申告等の情報、本人確認情報、既保有情報を突合し、本人であることを確認して宛名管理を行う。</p>
	情報の統計分析	特定の個人に係る統計分析を行うことはない。
	権利利益に影響を与え得る決定	県税の税額決定、障害者に対する県税の減免決定、滞納処分の決定。
使用開始日	平成28年1月1日	





<b>委託事項2</b>		電子データ作成委託
<b>委託内容</b>		税務事務の電算処理に係る紙データの電子化業務
<b>取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	< 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ]
	対象となる本人の範囲	自動車二税、不動産取得税、軽油引取税の納税者
	その妥当性	大量に提出された申告書等を短期間で県税システムの処理に必要なデータとする必要があり、専門的知識・技術を有する者に特定個人情報もデータ化を委託する必要がある。
<b>委託先における取扱者数</b>	[ 10人未満 ]	< 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )	
<b>委託先名の確認方法</b>	委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。	
<b>委託先名</b>	株式会社 電算	
<b>再委託</b>	<b>再委託の有無</b>	[ 再委託しない ]
	<b>再委託の許諾方法</b>	< 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>再委託事項</b>	

<b>委託事項3</b>		国税連携システム(eLTAX)連携に係る運用業務
<b>委託内容</b>		ASPサービスによる、国税連携システム(eLTAX)と県税システム間とのデータ連携等に係る業務
<b>取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] < 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	<b>対象となる本人の数</b>	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	<b>対象となる本人の範囲</b>	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	<b>その妥当性</b>	国税連携システム(eLTAX)の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。
<b>委託先における取扱者数</b>		[ 10人未満 ] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN) )
<b>委託先名の確認方法</b>		委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。
<b>委託先名</b>		株式会社 インテック
<b>再委託</b>	<b>再委託の有無</b>	[ 再委託する ] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>再委託の許諾方法</b>	契約書において、原則再委託してはならない旨を明記しているが、やむをえず再委託を行う場合は、委託先から提出された再委託の承認申請を確認のうえ、これまでの実績を踏まえて妥当性を判断し、再委託先にも委託先と同様の契約上の義務を遵守させる。
	<b>再委託事項</b>	端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス



**6. 特定個人情報の保管・消去**

<p>保管場所</p>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;                  ・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。                  ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。                  ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。                  ・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;                  ・データセンタ内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。                  ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。                  ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。                  ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。                  ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p>	
<p>保管期間</p>	<p>期間</p>	<p>&lt; 選択肢 &gt;                  1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年                  4) 3年                              5) 4年                  7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上                  10) 定められていない</p> <p>[            20年以上            ]</p> <p>地方税法第17条の5の規定に基づき7年間は保管する。但し、税の未納や係争中の納税者に係る情報については、前記の期間にかかわらず保管する必要がある。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) &gt;                  国税連携システム (eLTAX) のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム (eLTAX) における保管期間は最大2年間である。</p>
<p>消去方法</p>	<p>その妥当性</p>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;                  ・保管期間経過等により不要と判断した特定個人情報については、ソフトウェアを用いて消去する。                  ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊またはソフトウェアを利用して完全に消去する。                  ・保管期間を経過した申告書等の紙媒体については、焼却又は溶解処分により廃棄する。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;                  国税連携システム (eLTAX) のデータは、県税システムへのデータ連携 (又は印刷) が必要なものについてはデータ連携 (又は印刷) を行ったうえで、地方税共同機構の指定する時期 (毎年11月頃) に、国税連携システムの削除機能により、前年受信分データの削除を行う。</p>

**7. 備考**

## 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
[県税クラウドサービス] 県税クラウドサービスデータベースファイル (令和5年1月から運用開始予定)	
2. 基本情報	
ファイルの種類	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正な賦課徴収のため、上記対象者の特定個人情報を取り扱う。
記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号及びその他識別情報：対象者を正確に特定するため。</li> <li>・4情報及び連絡先：通知書等の送付や、本人への連絡のため。</li> <li>・国税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うため。</li> <li>・地方税関係情報：課税調査対象者に関する情報を確認して課税事務を行うため。</li> <li>・障害者福祉関係情報：税の障害者軽減の確認のため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	令和5年1月1日
事務担当部署	熊本県総務部 市町村・税務局 税務課

3. 特定個人情報の入手・使用	
入手元	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（健康福祉部） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（都道府県、市町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）
入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（国税連携システム）
入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告及び届出時：申告等を受け付けた都度</li> <li>・納税者の特定時：事務上、納税者の特定が必要な都度</li> <li>・個人事業税の課税に関する事務：課税に必要な情報を入手した都度</li> <li>・不動産取得税の課税に関する事務：課税に必要な情報を入手した都度</li> </ul>
入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規の申告又は届出等については、本人からの申告書や届出書等を受け付けることにより、課税事務等に必要な情報を入手する。</li> <li>・その後、必要に応じて納税者としての判断材料となる申告及び届出等の情報について、市町村及び他の機関に確認する。納税者の特定については、必要に応じて住民基本台帳ネットワークを通じて確認を行う。</li> <li>・地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59第1項に基づき、国税当局より必要な情報の提供を受ける旨が規定されている。</li> <li>・正確な課税のために、不動産登記簿の調査や市町村からの固定資産情報を入手する。</li> </ul>
本人への明示	<p>&lt;本人または本人の代理人からの入手&gt;          地方税法その他の地方税に関する法律に、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が規定されることにより明示される。</p> <p>&lt;評価実施機関内の他部署&gt;          条例に評価実施機関内で保有する特定個人情報の提供を受ける旨が規定されることにより明示される。</p> <p>&lt;国税庁、他の都道府県、市町村からの入手&gt;          地方税の適正かつ公平な賦課及び徴収を行うため、地方税法第72条の59に基づき、必要な情報の提供を受ける旨が規定されていることにより明示される。</p>
使用目的	県税の公平・公正な賦課徴収のため。
変更の妥当性	-

使用の主体	使用部署	熊本県総務部 市町村・税務局 税務課、県央広域本部税務部、県北広域本部収税課・課税課、県南広域本部収税課・課税課、天草広域本部税務課、自動車税事務所、各地域振興局県税窓口
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
使用方法		<p>&lt; 申告、届出、調査等による課税事務 &gt; 申告及び届出等による情報や国税連携システムを通じて入手した情報から課税管理業務を行う。</p> <p>&lt; 収入及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納事務 &gt; 納税及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。</p> <p>&lt; 滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納管理事務 &gt; 未納情報から滞納管理業務を行う。</p> <p>&lt; 納税者の宛名管理事務 &gt; 納税者の宛名情報の管理業務を行う。</p>
	情報の突合	<p>&lt; 申告、届出、調査等による課税事務 &gt; 申告等の情報、本人確認情報、既保有情報を突合し、本人に係る申告書等であることを確認して課税を行う。</p> <p>&lt; 収入及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納事務 &gt; 収納情報、課税情報を突合し、課税と収納が同一人ものであることを確認して収納、還付、充当などを行う。</p> <p>&lt; 滞納者情報による督促状送付や滞納整理を行う滞納管理事務 &gt; 未納情報、滞納者に係る調査情報を突合し、滞納者本人に係る調査情報であることを確認して滞納管理を行う。</p> <p>&lt; 納税者の宛名管理事務 &gt; 申告等の情報、本人確認情報、既保有情報を突合し、本人であることを確認して宛名管理を行う。</p>
	情報の統計分析	特定の個人に係る統計分析を行うことはない。
	権利利益に影響を与え得る決定	県税の税額決定、障害者に対する県税の減免決定、滞納処分の決定。
使用開始日	令和5年1月1日	





<b>委託事項2</b>		電子データ作成委託
<b>委託内容</b>		税務事務の電算処理に係る紙データの電子化業務
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] < 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲	自動車二税、不動産取得税、軽油引取税の納税者
	その妥当性	大量に提出された申告書等を短期間で県税システムの処理に必要なデータとする必要があり、専門的知識・技術を有する者に特定個人情報もデータ化を委託する必要がある。
委託先における取扱者数		[ 10人未満 ] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
委託先名の確認方法		委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。
委託先名		業者未定 令和4年に入札を予定
再委託	再委託の有無	[ 再委託しない ] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

<b>委託事項3</b>		国税連携システム(eLTAX)連携に係る運用業務
<b>委託内容</b>		ASPサービスによる、国税連携システム(eLTAX)と県税システム間とのデータ連携等に係る業務
<b>取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲</b>		[ 特定個人情報ファイルの一部 ] < 選択肢 > 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	<b>対象となる本人の数</b>	[ 10万人以上100万人未満 ] < 選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	<b>対象となる本人の範囲</b>	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者
	<b>その妥当性</b>	国税連携システム(eLTAX)の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。
<b>委託先における取扱者数</b>		[ 10人未満 ] < 選択肢 > 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
<b>委託先への特定個人情報ファイルの提供方法</b>		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( 総合行政ネットワーク(LGWAN): 提供は無く受領のみ )
<b>委託先名の確認方法</b>		委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。
<b>委託先名</b>		株式会社 インテック
<b>再委託</b>	<b>再委託の有無</b>	[ 再委託する ] < 選択肢 > 1) 再委託する 2) 再委託しない
	<b>再委託の許諾方法</b>	契約書において、原則再委託してはならない旨を明記しているが、やむをえず再委託を行う場合は、委託先から提出された再委託の承認申請を確認のうえ、これまでの実績を踏まえて妥当性を判断し、再委託先にも委託先と同様の契約上の義務を遵守させる。
	<b>再委託事項</b>	端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている (                    1 ) 件 [ ] 移転を行っている (                    ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第10号
提供先における用途	個人事業税の課税のために、提供した特定個人情報を利用し、調査及び賦課決定を行う。
提供する情報	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ
提供する情報の対象となる本人の数	[                    1万人未満                    ] <div style="text-align: right; font-size: small;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1万人未満            2) 1万人以上10万人未満            3) 10万人以上100万人未満            4) 100万人以上1,000万人未満            5) 1,000万人以上         </div>
提供する情報の対象となる本人の範囲	本県で賦課しない所得税申告者等
提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム                    [ ] 専用線 [ ] 電子メール                    [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ                    [ ] 紙 [ ] その他 ( LGWAN                    )
時期・頻度	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に提供する。

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>保管場所</p>	<p>&lt; 県税クラウドサービスにおける措置 &gt;          ・県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。          ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。          ・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。          ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。          ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。          ・申請書等の紙媒体については、各庁舎で施錠して保管する。          ・業務端末は、ワイヤーロック設置を義務付けている。また、持ち運び可能な端末については、業務終了後に施錠できる場所に保管をしている。          ・電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。</p> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;          ・データセンター内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。          ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。          ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。          ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。          ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</p> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;          ・団体内統合利用番号連携サーバシステムは県庁本庁舎内で、ID及び生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバー室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;          ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。          ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[ 20年以上 ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;          1) 1年未満                      2) 1年                              3) 2年          4) 3年                              5) 4年                              6) 5年          7) 6年以上10年未満      8) 10年以上20年未満      9) 20年以上          10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <p>地方税法第17条の5の規定に基づき7年間は保管する。但し、税の未納や係争中の納税者に係る情報については、前記の期間にかかわらず保管する必要がある。</p> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX) &gt;          国税連携システム(eLTAX)のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム(eLTAX)における保管期間は最大2年間である。</p>
<p>消去方法</p>	<p>&lt; 県税クラウドサービスにおける措置 &gt;          ・保管期間を経過しかつ完納分の特定個人情報については、システムで条件設定し定期的(年度毎)に消去する。申告書等の紙媒体については、シュレッダーによる裁断、焼却、溶解処理を行う。電子記録媒体については、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。</p> <p>&lt; 国税連携システムにおける措置 &gt;          ・操作手引書(国税連携クライアント端末)で定められた手順により、本県の権限のある職員が消去する。</p> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;          ・保管期間を過ぎかつ完納分の特定個人情報を、システムで条件設定し、消去する。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;          ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。          ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p>

## 7. 備考

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

県税システム特定個人情報ファイル記録項目(1,192項目)

宛名管理(101項目)

**[納税者]**

納税者番号、人格区分コード、法人格コード、法人格位置コード、氏名名称、氏名名称カナ、検索用氏名名称カナ、検索用氏名名称、編集後名称、住所コード、郵便番号、住所、番地、方書、編集後住所、カスタマバーコード元データ、電話番号1、電話番号2、電話番号3、携帯電話番号1、携帯電話番号2、携帯電話番号3、メールアドレス、生年月日、死亡年月日、最終変更先納税者番号、還付受任者登録、変更税目コード、変更理由コード、登録区分コード、異動年月日、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**[共通番号]**

納税者番号、共通情報履歴連番、共通番号、支店番号、人格区分コード、人格区分名称、法人格コード、法人格名称、法人格位置コード、法人格位置名称、氏名名称、通称名、アルファベット氏名、氏名名称カナ、通称名カナ、アルファベット氏名カナ、市町村コード、住所、開始年月日、性別、メモ、住民票コード、氏名外字数、氏名外字ファイル、住所外字数、住所外字ファイル、真正性確認状態、真正性確認年月日、共通番号取得源コード、共通番号取得源名称、一括照会状態、一括照会年月日、登録年月日、登録事務所コード、登録税目コード、登録事由コード、異動年月日、異動税目コード、異動事由コード、統合宛名番号、団体統合あて名フラグ、統合宛名連携年月日、予備項目、論理削除フラグ、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**[障害情報]**

身障手帳初回交付日、身障手帳返還日、身障手帳再交付日、身障手帳等級、身障手帳再認定日、身障手帳等級障害程度、障害名、身障手帳部位、身障手帳障害認定日、精神障害手帳交付日、精神手帳返還日、精神手帳再交付日、精神手帳等級、精神手帳有効期間開始日、精神手帳有効期間終了日

個人事業税管理(213項目)

**[国税取込]**

所管コード、局署番号、整理番号、利用者識別番号、個人番号、提出年月日、異動年月日、異動事由、取込区分、課税年度、申告区分、転出年月日、異動区分、収入金額・営業等、収入金額・農業(その他)、収入金額・不動産、所得金額・営業等、所得金額・農業(その他)、所得金額・不動産、特別控除後短期譲渡、特別控除後長期譲渡、特別控除後一時、譲渡一時、総所得金額、短期譲渡取得、長期譲渡取得、合計所得額、合計所得控除額、申告納税額、専従者給与(控除)額、青色申告特別控除額、繰越損失控除額、データ区分、台帳番号、一連番号、パッチ番号、パッチ内一連番号、受信日付、ファイル名、集計年月、転出済フラグ、台帳番号有無、予備1、郵便番号、住所コード、住所(漢字)、住所(カナ)、1月1日住所、屋号(漢字)、屋号(カナ)、氏名(漢字)、氏名(カナ)、生年月日、予備2、納税管理人、職業、青白区分、青白承認年分、青白取消年分、市外局番、市内局番、加入者番号、補完表示、開業年月日、廃業年月日、登録済フラグ、予備3、格納通番、最新更新ユーザID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**[賦課予定]**

国税番号、所管コード、シート整理番号、市町村コード、課税共通番号、事業年、課税年度、調定年度、課税区分、異動年月日、転出入コード、転出入年月日、白色配偶者区分、局署番号、利用者識別番号、個人番号、住所コード、郵便番号、住所(漢字)、住所(カナ)、屋号(漢字)、屋号(カナ)、氏名(漢字)、氏名(カナ)、電話番号、補充コード、検索用氏名名称カナ、青白区分、所得税区分、納期選択区分、納期限1、納期限2、決議年月日、処理年月日1、業種処理区分(1)、職業(1)、国税大分類コード(1)、国税小分類コード(1)、業種コード(1)、収入金額(1)、所得金額(1)、青色申告控除額(1)、うち対象外所得(1)、業種処理区分(2)、職業(2)、国税大分類コード(2)、国税小分類コード(2)、業種コード(2)、収入金額(2)、所得金額(2)、青色申告控除額(2)、うち対象外所得(2)、業種処理区分(3)、職業(3)、国税大分類コード(3)、国税小分類コード(3)、業種コード(3)、収入金額(3)、所得金額(3)、青色申告控除額(3)、うち対象外所得(3)、総所得金額、注意記号、業種税率(1)、業種別課税標準総額(1)、業種別課税標準本県分(1)、業種別税額(1)、業種税率(2)、業種別課税標準総額(2)、業種別課税標準本県分(2)、業種別税額(2)、業種税率(3)、業種別課税標準総額(3)、業種別課税標準本県分(3)、業種別税額(3)、課税標準総額、開業年月日、廃業年月日、銀行名、支店名、預金種別名称、口座番号、事業月数、事業主控除額、技術等海外所得税算入区分、技術等海外所得税の特別控除、所得税専従者数、所得税専従者控除給与、事業専従者数、事業専従者控除額、損失の繰越控除額、被災損失繰越控除額、資産譲渡損失控除額、譲渡損失繰越控除額、分割区分、分割総数、分割本県分、減免区分、減免額、決定税額、調定額、1期調定額、2期調定額、主たる業種コード、主たる業種所得金額、従業種コード1、従業種所得金額1、従業種コード2、従業種所得金額2、不動産から差し引いた額B、非課税コード、非課税所得金額、郵便番号(納税者)、住所(納税者)、氏名(納税者)、氏名カナ(納税者)、電話番号(納税者)、納税者番号、生年月日、郵便番号(支店等)、住所(支店等)、屋号(支店等)、名称(支店等)、電話番号(支店等)、国税新規、県税業種なし、兼業あり、医業業種、データエラー、管轄外、不動産あり、準確定申告、あて名確認、同姓同名あり、差分内訳、差分リストフラグ、格納通番、最新更新ユーザID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

**不動産管理(111項目)**

**【共有者予定】**

所管コード、課税期月、評価区分コード、整理番号、取得区分コード、納税者番号(パンチ)枝番、項番、納税者番号、編集前納税者住所コード、編集前納税者郵便番号、編集前納税者住所、編集前納税者番地、編集前納税者方書、編集前氏名名称、編集前氏名名称カナ、編集前法人格区分コード、編集前法人格コード、編集前法人格位置コード、電話番号1、電話番号2、電話番号3、携帯電話番号1、携帯電話番号2、携帯電話番号3、編集後氏名名称、編集後納税者郵便番号、編集後納税者住所、納税者区分コード、共有持分(分子)、共有持分(分母)、持分免税点未満フラグ、持分免税点未満額、共有者付与区分、あて名登録フラグ、あて名一括登録フラグ、エラーコード、パンチデータエラーコード、共通番号、レコード状態区分、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**【賦課予定】**

所管コード、課税期月、評価区分コード、整理番号、取得区分コード、納税者番号(パンチ)、不動産区分コード、団地区分、団地番号、課税共通番号、編集前氏名名称カナ、編集前氏名名称、編集前法人格区分コード、編集前法人格コード、編集前法人格位置コード、編集前納税者住所コード、編集前納税者郵便番号、編集前納税者住所、編集前納税者番地、編集前納税者方書、編集前納税者脚書、編集後氏名名称、編集後納税者郵便番号、編集後納税者住所、枝番、項番、税率1、価格(税率1)、課税標準額(税率1)、控除額(税率1)、免税点未満額(税率1)、税額(税率1)、減額等額(税率1)、差引税額(税率1)、税率2、価格(税率2)、課税標準額(税率2)、控除額(税率2)、免税点未満額(税率2)、税額(税率2)、減額等額(税率2)、差引税額(税率2)、合計価格、合計課税標準額、合計控除額、合計免税点、合計減額等額、合計税額、調定額、当初調定予定年月、共有者数、申告区分コード、あて名登録フラグ、あて名一括登録済フラグ、エラーコード、パンチデータエラーコード、課税エラーコード、共有者確定フラグ、共通番号、レコード状態区分、自動計算対象フラグ、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**自動車管理(231項目)**

**【自動車二税申告書】**

登録番号1、登録番号2、申告年月日、同日枝番、一元登録番号1、一元登録番号2、入力画面ID、申告区分コード、取得原因コード、課税区分(自動車税/種別割)コード、課税区分(取得税/環境性能割)コード、用途コード、種別コード、営・自区分コード、燃料の種類コード、取得前の用途コード、所有形態コード、旧登録番号1、旧登録番号2、初度登録(検査)年月、郵便番号、方書、生年月日、電話番号、共通番号、車両本体価格、付加物合計額、取得税課税/環境性能割標準額、取得税/環境性能割税率、取得税/環境性能割税額、低燃費車特例区分コード、低公害車特例区分コード、自動車税/種別割年税額、自動車税/種別割課税月数、自動車税/種別割税額、グリーン化特例区分コード、証紙徴収合計税額、取得税/環境性能割税率コード、取得税/環境性能割課税事由、自動車税/種別割課税事由、所有者氏名名称カナ、使用者氏名名称カナ、納税義務者区分、バスコード、税目、環境性能割税率区分、環境性能割バリアフリー・ASV区分、環境性能割バリアフリー・ASV区分コード、徴収方法区分、処理順序、OSS受付番号、今回入力フラグ、突合済フラグ、致命的エラーフラグ、警告エラーフラグ、関連エラーフラグ、申告書エラーテーブル、致命的エラーコードテーブル、警告エラーコードテーブル、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**【賦課予定】**

登録番号1、登録番号2、異動年月日、同日枝番、一元登録番号1、一元登録番号2、入力画面ID、申告 - 車台番号下4桁、申告 - 申告年月日、申告 - 申告区分コード、申告 - 取得原因コード、申告 - 課税区分(自動車税/種別割)コード、申告 - 課税区分(取得税/環境性能割)コード、申告 - 用途コード、申告 - 種別コード、申告 - 営・自区分コード、申告 - 燃料の種類コード、申告 - 取得前の用途コード、申告 - 所有形態コード、申告 - 旧登録番号1、申告 - 旧登録番号2、申告 - 初度登録(検査)年月、申告 - 郵便番号、申告 - 方書、申告 - 生年月日、申告 - 電話番号、申告 - 共通番号、申告 - 車両本体価格、申告 - 付加物合計額、申告 - 取得税/環境性能割課税標準額、申告 - 取得税/環境性能割税率、申告 - 取得税/環境性能割税額、申告 - 低燃費車特例区分コード、申告 - 低公害車特例区分コード、申告 - 自動車税/種別割年税額、申告 - 自動車税/種別割課税月数、申告 - 自動車税/種別割税額、申告 - グリーン化特例区分コード、申告 - 証紙徴収合計税額、申告 - 取得税税率コード、申告 - 取得税課税/環境性能割事由、申告 - 自動車税/種別割課税事由、申告 - 所有者氏名名称カナ、申告 - 使用者氏名名称カナ、申告 - 納税義務者区分、申告 - 納税義務者変更有無区分、申告 - バスコード、税目、環境性能割税率区分、環境性能割バリアフリー・ASV区分、環境性能割バリアフリー・ASV区分コード、徴収方法区分、申告 - OSS受付番号、分配 - 同日枝番、分配 - 業務種別コード、分配 - 車台番号、分配 - 車台番号下4桁、分配 - 申請年月日、分配 - 車検満了年月日、分配 - 初度登録年月、分配 - 形状コード、分配 - 定員区分コード、分配 - 定員1、分配 - 定員2、分配 - 排気量種別コード、分配 - 排気量、分配 - 積載量1、分配 - 積載量2、分配 - 車両重量、分配 - 車両長さ、分配 - 車両幅、分配 - 車両高さ、分配 - 燃料コード、分配 - 排出ガス適合コード、分配 - 型式コード、分配 - 型式、分配 - 原動機型式識別コード、分配 - 原動機型式、分配 - 所有者コード、分配 - 所有者コード(使用者欄)、分配 - 諸元コード、分配 - 使用の本拠住所コード、分配 - 使用の本拠番地等、分配 - 所有者法人格コード、分配 - 所有者法人格位置コード、分配 - 所有者氏名名称、分配 - 所有者住所コード、分配 - 所有者住所、分配 - 所有者番地、分配 - 使用者法人格コード、分配 - 使用者法人格位置コード、分配 - 使用者氏名名称、分配 - 使用者住所コード、分配 - 使用者住所、分配 - 使用者番地、分配 - 用途、分配 - 更新ビットA、分配 - 更新ビットB、分配 - 更新ビットC、分配 - 更新ビットD、分配 - 状態ビットA、分配 - 状態ビットB、分配 - 状態ビットC、分配 - 状態ビットD、分配 - 状態ビットE、分配 - 状態ビットF、分配 - 状態ビットG、分配 - 処理時間、分配 - 旧登録番号1、分配 - 旧登録番号2、分配 - グリーン化税制軽課対象区分、分配 - 更新有無区分、分配 - 車名、分配 - 塗色コード、分配 - 10・15モード及び重量車燃費基準達成車情報、分配 - JC08モード燃費基準達成車情報、分配 - バリアフリー車両・ASV区分、分配 - 10・15モード燃費値、分配 - JC08モード燃費値、分配 - 改造車低排出ガス車情報、分配 - 改造車等燃費算定番号、分配 - 改造車等燃費区分番号、分配 - 車両安定性制御装置搭載車区分、分配 - 車線逸脱警報装置搭載車区分、分配 - WLTCモード燃費値、分配 - WLTCモード燃費基準達成車情報、分配 - 原動機型式(2)、分配 - OSS受付番号、分配 - 突合同日枝番、納税者法人格コード、納税者法人格位置コード、納税者氏名名称カナ、納税者氏名名称、納税者住所コード、納税者住所、納税者番地、納税者方書、納税者生年月日、納税者電話番号、納税者番号付与方法、納税者番号、ファイル区分、カスタマバーコード、清音氏名名称カナ、清音氏名名称、清音住所、清音番地、清音方書、あて名更新フラグ、課税共通番号、更新有無区分、今回入力フラグ、突合済フラグ、申告書エラーテーブル、申告警告エラーコードテーブル、分配エラーテーブル、分配警告エラーコードテーブル、致命的エラーフラグ、警告エラーフラグ、関連エラーフラグ、致命的エラーコードテーブル、突合警告エラーコードテーブル、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ



**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

鉱区管理(75項目)

【鉱区】

課税共通番号、課税年度、調定年月日、所管コード、登録番号、調定年度、現過区分、登録年月日、登録変更区分コード、入力年月日、鉱種区分1、鉱種区分2、鉱種区分3、期間満了日、期間1、期間2、期間3、期間4、当県面積、単位区分、他県コード1、他県鉱区面積1、他県コード2、他県鉱区面積2、税率、税率表示、課税標準、確定税額、既確定税額、課税標準(1)、税率(1)、課税標準(2)、税率(2)、課税標準(3)、税率(3)、課税標準(4)、税率(4)、課税標準(5)、税率(5)、課税標準(6)、税率(6)、課税標準(7)、税率(7)、課税標準(8)、税率(8)、課税標準(9)、税率(9)、課税標準(10)、税率(10)、課税標準(11)、税率(11)、課税標準(12)、税率(12)、課税月数、課税区分、賦課処理区分、調定額、調定番号、調定フラグ、法定納期限、所在地、備考1、備考2、備考3、備考4、申告処理コード、通知年月日、共同鉱業者人数、既課税月数、既課税標準、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

軽油管理(134項目)

【納入申告】

所管コード、課税共通番号、実績年月、申告処理コード、事業者コード、レコード状態区分、当初申告日、申告決議年月日、申告種別、調定種別、加算金レコード表示、調定番号、課税年度、調定年度、統計年月、調定年月日、法定納期限、延長納期限、指定納期限、通知年月日、更正請求または還付免除申請年月日、調査年月日、業者区分、登録区分、予知区分、納入数量、非課税数量、輸出数量、課税済数量、免税証数量、免税証枚数、合衆国軍隊数量、小計、差引量、欠減率、欠減量、課税標準量、税率、納入税額、納入調定額、加算金計算区分、過少対象税額、過少加算金率、過少加算金額、過少調定額、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、不申告対象税額、不申告加算金率、不申告加算金額、不申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、重加加算金額、重加調定額、重加対応数量、文書番号、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

【納付申告マスタ】

所管コード、課税共通番号、実績年月日、申告処理コード、事業者コード、レコード状態区分、当初申告日、申告決議年月日、申告種別、調定種別、加算金レコード表示、調定番号、課税年度、調定年度、統計年月、調定年月日、法定納期限、延長納期限、指定納期限、通知年月日、更正請求または還付免除申請年月日、調査年月日、業者区分、登録区分、予知区分、特元販売数量、特元販売控除数量、石油販売数量、石油販売控除数量、自動車消費数量、自動車消費控除数量、消滅時所有数量、消滅時所有控除数量、自己消費数量、自己消費控除数量、免税証数量、免税証枚数、免税譲渡数量、免税用途外数量、製造数量、製造控除数量、輸入数量、課税標準量、税率、納付税額、納付調定額、加算金計算区分、過少対象税額、過少加算金率、過少加算金額、過少調定額、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、不申告対象税額、不申告加算金率、不申告加算金額、不申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、重加加算金額、重加調定額、重加対応数量、文書番号、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

ゴルフ場利用税管理(186項目)

[ゴルフ申告]

課税共通番号、実績年月、申告処理コード、申告決議年月日、レコード状態区分、所管コード、税歴種別、加算金レコード表示、調定番号、課税年度、調定年度、統計年月、調定年月日、調定決裁日、現過区分、納期限、法定納期限、延長納期限、指定納期限、通知年月日、更正請求日、期限後フラグ、等級適用期間 - 1\_\_利用人員1、等級適用期間 - 1\_\_利用人員2、等級適用期間 - 1\_\_利用人員3、等級適用期間 - 1\_\_利用人員4、等級適用期間 - 1\_\_利用人員5、等級適用期間 - 1\_\_利用人員6、等級適用期間 - 1\_\_等級、等級適用期間 - 1\_\_等級変更年月日、等級適用期間 - 1\_\_税率、等級適用期間 - 1\_\_税額1、等級適用期間 - 1\_\_税額2、等級適用期間 - 1\_\_税額3、等級適用期間 - 1\_\_税額4、等級適用期間 - 1\_\_税額5、等級適用期間 - 1\_\_税額6、等級適用期間 - 2\_\_等級変更年月日、等級適用期間 - 2\_\_利用人員1、等級適用期間 - 2\_\_利用人員2、等級適用期間 - 2\_\_利用人員3、等級適用期間 - 2\_\_利用人員4、等級適用期間 - 2\_\_利用人員5、等級適用期間 - 2\_\_利用人員6、等級適用期間 - 2\_\_等級、等級適用期間 - 2\_\_税率、等級適用期間 - 2\_\_税額1、等級適用期間 - 2\_\_税額2、等級適用期間 - 2\_\_税額3、等級適用期間 - 2\_\_税額4、等級適用期間 - 2\_\_税額5、等級適用期間 - 2\_\_税額6、等級適用期間 - 3\_\_等級変更年月日、等級適用期間 - 3\_\_利用人員1、等級適用期間 - 3\_\_利用人員2、等級適用期間 - 3\_\_利用人員3、等級適用期間 - 3\_\_利用人員4、等級適用期間 - 3\_\_利用人員5、等級適用期間 - 3\_\_利用人員6、等級適用期間 - 3\_\_等級、等級適用期間 - 3\_\_税率、等級適用期間 - 3\_\_税額1、等級適用期間 - 3\_\_税額2、等級適用期間 - 3\_\_税額3、等級適用期間 - 3\_\_税額4、等級適用期間 - 3\_\_税額5、等級適用期間 - 3\_\_税額6、ゴルフ場番号、利用人員合計、本税確定額、本税調定額、不申告対象税額、不申告加算金率、不申告加算金額、不申告調定額、不申告調定額旧年度累計、不申告過年度減額、過少対象税額、過少加算金率、過少加算金額、過少調定額、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、過少申告加算金額、過少申告調定額、重加算対象税額、重加算金率、重加算金額、重加調定額、重加調定額旧年度累計、重加過年度減額、文書番号、非課税利用人員1、非課税利用人員2、非課税利用人員3、非課税利用人員4、非課税利用人員5、非課税利用人員6、非課税利用人員7、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 税率、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 等級認定基準料金、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_1 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_3 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_3 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_3 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_3 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_3 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_3 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_5 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_5 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_5 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_5 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_5 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_5 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_6 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_6 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_6 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_6 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_6 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 1\_\_6 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 税率、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 等級認定基準料金、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_1 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_3 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_3 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_3 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_3 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_3 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_3 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_5 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_5 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_5 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_5 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_5 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_5 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_6 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_6 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_6 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_6 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_6 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 2\_\_6 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 税率、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 等級認定基準料金、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_1 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_3 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_3 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_3 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_3 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_3 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_3 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_5 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_5 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_5 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_5 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_5 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_5 - 54、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_6 - 9、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_6 - 18、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_6 - 27、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_6 - 36、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_6 - 45、パブリック9 - 等級適用期間 - 3\_\_6 - 54、更正決定の予知、調査年月日、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

県たばこ税管理(78項目)

**[県たばこ税申告マス]**

課税共通番号、実績年月、申告処理コード、申告決議年月日、レコード状態区分、所管コード、更正請求日、税歴種別、加算金レコード表示、調定番号、課税年度、調定年度、統計年月、調定年月日、調定決裁日、法定納期限、指定納期限、延長納期限、本税確定額1、本税調定額1、不申告対象税額、不申告加算金率、不申告加算金額、不申告加算金調定額、不申告調定額旧年度累計、不申告過年度減額、過少対象税額、過少加算金率、過少加算金額、過少加算金調定額、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、過少申告加算金額、過少申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、重加加算金額、重加調定額、重加調定額旧年度累計、重加過年度減額、税率1、課税標準数量1、課税標準税額1、課税免除本数1、課税免除税額1、返還控除本数1、返還控除金額1、被災本数1、被災税額1、補填額1、補填されない額1、補償額1、返還控除できない額1、税率2、課税標準数量2、課税標準税額2、課税免除本数2、課税免除税額2、返還控除本数2、返還控除金額2、被災本数2、被災税額2、補填額2、補填されない額2、補償額2、返還控除できない額2、調査年月日、更正決定の予知の有無、重加対応数量1、重加対応数量2、文書番号、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

産業廃棄物税管理(63項目)

**[申告マス]**

課税共通番号、行為年、行為月コード、申告処理コード、レコード状態区分、申告決議年月日、所管コード、行為月、更正請求日、申請日、加算金レコード表示、調定番号、課税年度、調定年度、統計年月、調定年月日、調定決裁日、法定納期限、指定納期限、実績月1、課税標準1、実績月2、課税標準2、実績月3、課税標準3、税率、確定額、減免額、調定額、更正等理由、納入義務、承認区分、承認理由1、承認理由2、承認理由3、減免区分1、減免区分2、減免区分3、減免区分4、過少対象税額、過少加算金率、過少加算金額、過少調定額、加重対象税額、加重加算金率、加重加算金額、加重調定額、不申告対象税額、不申告加算金率、不申告加算金額、不申告調定額、重加対象税額、重加加算金率、重加加算金額、重加調定額、調査年月日、予知の有無、文書番号、格納通番、最終更新ユーザID / 強制修正ID、運用日、更新日時、SE作業用フラグ

## (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)

### あて名ファイル

共通番号情報、納税者情報、口座情報、利用口座情報、課税あて名情報、気付送付先情報、税理士情報、送付文書情報、納税者管理情報、納税者補記情報、返戻情報、法人番号情報、名寄せ候補情報、名寄せ除外情報、名寄せ履歴情報

### 収納ファイル

調定情報、法人県調定内訳情報、法人人事調定内訳情報、仮収納情報、収納履歴情報、延滞金履歴情報、延滞金計算明細情報、調定納税者情報、減額履歴情報、過誤納情報、充当情報、還付加算金情報、還付加算金計算明細情報、還付委任状情報、還付情報、還付通知情報、延滞金決議情報、消込管理情報、日次統計情報、月次統計情報、歳入予算情報、更正内訳情報、口座振替情報、発行管理情報、消込キー管理情報、収納訂正情報、申告納付未確情報、還付委任状通知書用情報、個人県民税収納データ情報、滞納繰越履歴情報、調定インタフェース情報

### 滞納ファイル

滞納者情報、折衝履歴情報、滞納整理履歴情報、滞納処分情報、差押財産明細情報、分納明細情報、財産管理情報、換価財産配当情報、換価財産充当情報、担当者割当条件情報、関連者情報情報、預金照会情報情報、預金照会顧客情報情報、預金照会担保等情報情報、預金照会口座情報情報、預金照会取引履歴情報、月次統計自動車税事務所別収入状況情報

### 業務共通ファイル

履歴管理情報、メモ管理情報、金融機関情報、住所情報、住所履歴情報、日付管理情報、郵便番号情報、要処理案件管理情報

### 軽油引取税ファイル

流通事業者情報、プレプリント管理情報、プレプリント予定情報、軽油調定決議情報、事業者情報、事業所管理情報、申告書別表情報、納入課税情報、納入課税エラー情報、納付課税情報

### 県たばこ税ファイル

道府県たばこ税課税情報、たばこ事業者情報

### 不動産取得税ファイル

賦課予定情報、不動産明細予定情報、不動産納税者予定情報、控除減額予定情報、前所有者予定情報、共同住宅予定情報、賦課情報、不動産明細情報、不動産納税者情報、控除減額情報、前所有者情報、共同住宅情報、徴収猶予情報、申告書情報、登録エラーリスト情報情報、再評価予定情報

### ゴルフ場利用税ファイル

未申告状況情報、課税情報、市町村交付金情報、施設情報、施設別交付金明細情報、特例税率期間明細情報、報償金情報

### 法人二税ファイル

ランキング情報、仮装経理控除情報、加算金情報、外形標準課税別表情報、外国税額明細情報、繰越欠損金明細情報、減免情報、国税申告決議情報、国税名簿情報、市町村分割明細情報、所得計算情報、租税条約控除情報、他事務所減額情報、他都道府県課税標準通知情報、地方法人特別税情報、電子申告利用届出情報、分割基準情報、分割明細情報、法人情報、法人課税情報、法人県民税情報、法人事業税情報、法人事業年度情報、利子割明細情報

### 自動車二税ファイル

自動車二税申告書原本情報、自動車二税申告書エラー情報情報、軽自動車取得税申告書原本情報、軽自動車取得税申告書エラー情報情報、分配データ原本情報、分配履歴情報、登録後分配データ情報、登録後分配データエラー情報情報、継続検査分配データ情報、賦課予定情報、名寄せ候補情報、車両管理情報、自動車取得税申告情報、軽自動車取得税申告情報、環境性能割申告情報、軽自動車税環境性能割申告情報、自動車税賦課情報、定期賦課帳票情報、一括納付納税者情報、一括納付対象車両情報、引抜管理情報、課税換え管理情報、所有者管理情報、継続身障減免予定情報、商品中古車減免予定情報、一括課税保留予定情報、生活路線バス減免予定情報、納税証明書発行管理情報、証明書番号管理情報、身障減免情報情報、基準額情報、突合用車両管理情報、突合用自動車税賦課情報

### 個人事業税ファイル

国税申告情報、賦課予定情報、賦課情報、個人事業繰越欠損金明細情報、事業者付随情報、照会用国税申告情報

### 鉦区税ファイル

鉦業権情報、賦課情報、賦課内訳情報、一括納付管理情報、鉦区調定決議情報、鉦区賦課決議情報

### 狩猟税ファイル

狩猟税課税情報

### 地方消費税ファイル

地方消費税課税情報

### 利子割ファイル

特徴者情報、利子割課税情報、エラー申告情報、市町村別交付基準管理情報、利子割市町村交付金算定情報、利子割市町村別交付額管理情報、特徴者履歴情報

**(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目**

個人県民税ファイル

個人県民税課税情報, 個人県民税滞納情報, 個人県民税欠損情報, 個人県民税徴収情報, 個人県民税取扱費情報, 個人県民税決算見込情報

配当割ファイル

特徴者情報, 配当割課税情報, エラー申告情報, 配当割市町村交付金算定情報, 配当割市町村別交付額管理情報

株式等譲渡所得割ファイル

特徴者情報, 譲渡割課税情報, エラー申告情報, 譲渡割市町村交付金算定情報, 譲渡割市町村別交付額管理情報

免税証ファイル

免税証明細情報, 機器設備情報, 算定交付数量情報, 使用者証管理情報, 使用者明細情報, 消費状況情報, 他府県発行分免税証情報, 販売業者情報, 免税証管理情報

## 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7.リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
[県税システム] 県税システムデータベースファイル (令和4年12月末まで運用予定)	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt; 本人または本人代理人からの入手 &gt; 本人または代理人が提出する申告書等は、地方税法等に基づき本人の情報を記載して提出するものであり、当該申告書等においては、当該納税者の情報しか入手することはできない。</p> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の5第1項の規定に基づき政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われぬ。</li> <li>・ 市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の5第2項又は同法73条の18第3項の規定に基づき市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われぬ。</li> <li>・ 地方公共団体情報システム機構から入手する本人確認情報は、住基法の規定により事務処理に必要な者以外の情報は入手は行われぬ。</li> <li>・ 国税連携システムは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか接続しておらず、国税庁から所得税申告書等データを手入する際には、国税庁が送付先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> <p>特定個人情報を取り扱う職員に対しては、適切な取扱いがなされるよう年1回以上の研修を実施する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt; 本人または本人代理人からの入手 &gt; 本人または代理人が申告書等を提出する場合、法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手を防止する。</p> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税庁からは必要な情報しか提供されない。</li> <li>・ 市町村からは必要な情報しか提供されない。</li> <li>・ 地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報のみ提供されるようシステムで制御している。</li> <li>・ 国税連携システムは、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁が送信先を設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> <p>特定個人情報を取り扱う職員に対しては、適切な取扱いがなされるよう年1回以上の研修を実施する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt; 選択肢 &gt;</div> <div style="margin-right: 10px;">1) 特に力を入れている</div> <div style="margin-right: 10px;">2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 本人または本人代理人からの入手 &gt; 法令の規定(手続き・様式)に基づいて、対象者本人(または代理人)から提出を受ける。</p> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国税庁、市町村、地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものであることを理解したうえで法令に基づいて情報を提供する。</li> <li>・ 国税連携システムでは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[ 十分である ]</div> <div style="margin-right: 10px;">&lt; 選択肢 &gt;</div> <div style="margin-right: 10px;">1) 特に力を入れている</div> <div style="margin-right: 10px;">2) 十分である</div> <div>3) 課題が残されている</div> </div>

リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</li> <li>本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第3項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、代理人の戸籍謄本、委任状等により代理権を確認し、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するほか、代理人が税理士である場合には、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権原証書と税理士名簿に記載されている事項等を確認するなどの方法により行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>&lt; 本人または本人の代理人からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</li> <li>本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第3項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、本人の個人番号カード、通知カードまたはその写し、住民票等の書類で確認し、あるいは過去の申告や地方公共団体情報システム機構へ確認するなどの方法により行う。</li> </ul> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(入手元における本人確認の方法は 同様である)。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>&lt; 本人または本人の代理人からの入手 &gt;</p> <p>地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。県税システムでは、申告書等の情報や納税の実績等を保有するが、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、地方公共団体情報システム機構への照会や対象者への聞き取り等を行い、適宜修正することで、情報の正確性を確保する。</p> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。なお、国税連携システムにより入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正された情報が国税庁から送信される。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 本人または本人の代理人からの入手 &gt;</p> <p>県税窓口等に来所して提出する場合、窓口で対面にて収受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認のうえ送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。</p> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国税庁等から書面で入手する場合は、必ず郵便、信書便、県庁専用送達便を利用する。</li> <li>国税庁から地方税ポータルセンターまでは専用線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> <li>また地方税ポータルセンタから国税連携システムまでは閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> <li>地方公共団体情報システム機構からは、専用線を利用する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt; 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	団体内統合利用番号連携サーバーにおいては、税業務において管理する税情報を保持しない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	県税システムには税業務に関係ない情報を保有しない。また、県税システムは、住民基本台帳ネットワーク、中間サーバ、国税連携システムとは直接接続しない。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	県税システムは、操作端末を限定して利用者に専用のICカードを発行し、ユーザIDを割り当てるとともにシステムへログインする際はユーザIDと暗証番号による認証を行っている。なお、ICカードを持たない者のなりすましは不可能である。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<発効管理> ・職員の異動情報に基づいてICカードを発行し、IDを割当てるとともに、システム上の権限について担当業務に応じた制限を行う。 ・補助職員に関しては、申請に基づいてICカードを発行し、IDを割当てるとともに、システム上の権限を制限する。 ・パスワードは、各自が定期的に変更するようシステムで制御する。 <失効管理> ・職員の異動情報に基づいてIDを失効させ、ICカードを返却させる。 ・補助職員に関しては、退職時にIDを失効させ、ICカードを返却させる。  なお、発行・失効ともに名簿により管理を行っている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	職員の異動や補助職員の採用、退職情報を随時入手し、失効漏れがないように管理している。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システムへのログイン、個人番号を用いた検索、個人番号の表示に係る操作者ログ(操作者ID、検索・表示画面、時刻)を取得する。 ・取得したログは磁気ディスク上に記録し、必要に応じ解析し、操作者を特定する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作ログを記録し、サンプルチェック等ログ検証を実施する。 ・個人情報の取扱いに関して、研修や会議等での周知を図り、年1回税務事務点検により自己点検を行い、本庁に報告させる。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・法28条に反する複製可能なファイルはシステムでは作成しない。 ・委託先には、情報の複製及び持出しを禁止している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	





5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県に提供するに当たっては、提供情報及び提供先を複数の職員で確認している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[ 十分に整備している ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[ 十分に整備している ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。</li> <li>・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。</li> <li>・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。</li> <li>・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバはデータセンタ内に構築し、常時、有人監視を行っている。</li> <li>・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。</li> <li>・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。</li> <li>・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</li> </ul>
技術的対策	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイアーウォールを設ける。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新する。</li> <li>・不審な電子メールは開かず削除する。</li> <li>・県税システム利用端末については、インターネット用の端末とは分離した専用端末を設置している。</li> <li>・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。</li> <li>・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。</li> </ul>
バックアップ	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	

死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号は生存者の個人番号と分けて保管していないため、生存者の特定個人情報と同様の安全管理措置を講じる。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税システムでは、対象者から申告等がある都度、保有する情報を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、住基ネットによる確認や対象者への聞き取り等を行い、適宜情報を修正する。</li> <li>・本県に提出された申告書等は、保存期間まで常に原本として保管する必要があるため、原本の訂正は行わず、特定個人情報を古いまま保管することとなる。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保管期間が経過した特定個人情報を破棄する際には、申告書等の紙媒体については、立ち合いのうえ溶解または焼却処理を行う。電磁的記録については消去前にバックアップしたうえでソフトウェアにより消去し、正しく消去されたことを確認したうえでバックアップを消去する。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>サーバー等の廃棄、交換、修理等に伴い、特定個人情報を消去する際には、電磁的記録を物理的に破壊又はソフトウェアにより復元及び判読が不可能となるよう消去する。</p>		

# 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
[県税クラウドサービス] 県税クラウドサービスデータベースファイル (令和5年1月から運用開始予定)	
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>&lt;本人または本人代理人からの入手&gt; 本人または代理人が提出する申告書等は、地方税法等に基づき本人の情報を記載して提出するものであり、当該申告書等においては、当該納税者の情報しか入手することはできない。</p> <p>&lt;国税庁、他自治体、他部署からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第1項の規定に基づき政府より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。</li> <li>・市町村からの入手については、地方税の適正な課税を行うため、地方税法第72条の59第2項又は同法73条の18第3項の規定に基づき市町村より必要な情報の提供を受ける旨の規定がされており、法令で定める場合以外の入手は行われない。</li> <li>・地方公共団体情報システム機構から入手する本人確認情報は、住基法の規定により事務処理に必要な者以外の情報は入手は行われない。</li> <li>・国税連携システムは、地方税ポータルシステムを通じて国税庁としか接続しておらず、国税庁から所得申告書等データを入力する際には、国税庁が送付先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> <p style="text-align: center;">特定個人情報を取り扱う職員に対しては、適切な取扱いがなされるよう年1回以上の研修を実施する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>&lt;本人または本人代理人からの入手&gt; 本人または代理人が申告書等を提出する場合、法令等により手続きに必要な事項を規定した様式を示すことで、不必要な情報の入手を防止する。</p> <p>&lt;国税庁、他自治体、他部署からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁からは必要な情報しか提供されない。</li> <li>・市町村からは必要な情報しか提供されない。</li> <li>・地方公共団体情報システム機構からは、決められた必要な情報のみ提供されるようシステムで制御している。</li> <li>・国税連携システムは、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、国税庁が送付先を設定することにより、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。</li> </ul> <p style="text-align: center;">特定個人情報を取り扱う職員に対しては、適切な取扱いがなされるよう年1回以上の研修を実施する。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>
リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;本人または本人代理人からの入手&gt; 法令の規定(手続き・様式)に基づいて、対象者本人(または代理人)から提出を受ける。</p> <p>&lt;国税庁、他自治体、他部署からの入手&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁、市町村、地方公共団体情報システム機構は、使用目的が法令に基づくものであることを理解したうえで法令に基づいて情報を提供する。</li> <li>・国税連携システムでは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないように、システムで制御する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <span>[ 十分である ]</span> <div style="text-align: right;"> <p style="margin: 0;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="margin: 0;">1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p style="margin: 0;">3) 課題が残されている</p> </div> </div>

リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</li> <li>・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第3項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、代理人の戸籍謄本、委任状等により代理権を確認し、代理人の個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するほか、代理人が税理士である場合には、番号法施行規則第9条第2項等の規定に基づき、税務代理権原証書と税理士名簿に記録されている事項等を確認するなどの方法により行う。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>&lt; 本人または本人の代理人からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと運転免許証、旅券等の書類で確認するなどの方法により行う。</li> <li>・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第3項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、本人の個人番号カード、通知カードまたはその写し、住民票等の書類で確認し、あるいは過去の申告や地方公共団体情報システム機構へ確認するなどの方法により行う。</li> </ul> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <p>特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(入手元における本人確認の方法は と同様である)。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>&lt; 本人または本人の代理人からの入手 &gt;</p> <p>地方税法等に基づいて本県に提出された申告書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する。県税クラウドサービスでは、申告書等の情報や納税の実績等を保有するが、対象者から申告等がある都度、保有する情報(個人番号・4情報等)を確認するとともに、情報の正確性に疑義が生じた場合、地方公共団体情報システム機構への照会や対象者への聞き取り等を行い、適宜修正することで、情報の正確性を確保する。</p> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。なお、国税連携システムにより入手する所得税申告書等については、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行い、修正された情報が国税庁から送信される。</p>
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 本人または本人の代理人からの入手 &gt;</p> <p>県税窓口等に来所して提出する場合、窓口で対面にて收受する。また、郵送の場合、必ず郵便または信書便を利用し、記載事項や添付書類に漏れないよう、十分に確認のうえ送付する旨を、本県ホームページ等にて案内する。</p> <p>&lt; 国税庁、他自治体、他部署からの入手 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税庁等から書面で入手する場合は、必ず郵便、信書便、県庁専用通送便を利用する。</li> <li>・国税庁から地方税ポータルセンターまでは専用線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また地方税ポータルセンターから国税連携システムまでは閉域網であるL GWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</li> <li>・地方公共団体情報システム機構からは、専用線を利用する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] < 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
<b>3. 特定個人情報の使用</b>	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号は、職員認証によるアクセス制御、管理者権限及びログ管理等を行う。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・県税クラウドサービス以外で特定個人情報を扱うその他システム(国税連携システム(eLTAX)、及び団体内統合利用番号連携サーバシステム)においては、職員認証によるアクセス制御等を行う。 ・県税クラウドサービスとその他のシステム(国税連携システム(eLTAX)、及び団体内統合利用番号連携サーバシステム)とのファイルの連携を行う際には、当該事務を行う職員を限定し、アクセス制御等を行う。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	使用する必要がある職員、委託先社員等を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。パスワードについては定期的に変更し、適切な管理を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ID/パスワードの発行及びアクセス権限管理> ・業務ごと、かつ個別の担当者に対して、アクセスの必要がある最低限の権限を税務課及び各所属において確認し、アクセス権限を付与する。 <ID/パスワードの失効管理> ・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス権限を有していた職員の異動退職や委託先の変更等があった際には迅速にアクセス権限を更新し、当該IDを失効させている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	IDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を迅速に変更または削除する。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報へのアクセス記録は、アクセスログ(レコード種別、番号(キー情報)、アクセス日時、ユーザID等)として記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・アクセス記録は最低7年保管し、安全な場所に施錠保管する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている





4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事業者はプライバシーマークを取得していることを確認する。</li> <li>契約に当たっては、個人情報取扱特記事項を明記している。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ 制限している ]	< 選択肢 > 1) 制限している                      2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託事業の実施体制を提出させる。</li> <li>システムの維持管理作業要員に対しては、個人ごとにICカードとユーザIDを割り当て指定端末でのみアクセス可能としている。</li> <li>電子データ作成委託先においては、作業場所を限定し、作業要員の閲覧を制限している。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ 記録を残している ]	< 選択肢 > 1) 記録を残している                      2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>県税クラウドサービスデータベースファイルへのアクセス記録は、アクセスログ(レコード種別、番号(キー情報)、アクセス日時、ユーザID等)として記録する。</li> <li>アクセス記録は最低7年保管し、安全な場所に施錠保管する。</li> </ul>	
特定個人情報の提供ルール	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている                      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先が業務により知り得た特定個人情報を目的外利用すること及び第三者への提供を行うことを禁止する。</li> <li>委託先から報告をさせ、必要に応じ職員による調査を行う。</li> </ul>	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務遂行上必要な情報は県が委託先に貸与する。</li> <li>委託先は貸与された情報を善管の注意義務をもって保管し、業務以外の用途に使用してはならない。</li> <li>委託先は県の承諾なしに情報を作業場所から持出したり、複製してはならない。</li> <li>必要に応じ委託先から報告をさせ、または職員による調査を行う。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>県が貸与した情報は、業務完了後直ちに県に返還する。</li> <li>委託先の機器に記録された情報については、適正に消去・廃棄を行い、書面で報告を提出する。</li> </ul>	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密の保持、</li> <li>収集の制限、</li> <li>適正管理、</li> <li>作業場所の特定、</li> <li>持ち出し及び複写等の禁止、</li> <li>従事者の特定、</li> <li>利用及び提供の制限、</li> <li>複写又は複製の禁止、</li> <li>再委託の禁止、</li> <li>資料等の返還等、</li> <li>従業者への周知、</li> <li>指示・報告、</li> <li>実地調査、</li> <li>事故報告</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先は県の承諾を得ないで第三者に業務全部または一部を委託することはできない。</li> <li>承諾を得て再委託した場合は、契約に基づく一切の義務を再委託先に遵守させ、再委託先の行為について契約上の責任を負う。</li> <li>再委託先は県税クラウドサービスの維持管理業者のみであるが、県庁内の専用作業場所において専用端末を操作する。操作にあたっては、ICカード・ユーザIDを割り当て、ログを記録して必要に応じてログを確認する。</li> </ul>	

その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	< 選択肢 > 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	< 選択肢 > 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県に提供するに当たっては、提供情報及び提供先を複数の職員で確認している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務事務の運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員認証によるアクセス制御を実施している県税クラウドサービスにおいて、番号法の規定に基づき、認められる範囲内の条件で系統的に作成した特定個人情報の照会データを用いて、団体内統合利用番号連携サーバシステムに対して、照会を行う。</li> </ul> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税業務に関する情報照会は、県税クラウドサービスからの依頼のみと限定し、他の方法では中間サーバへ照会を行わないことで、業務目的内の情報入手であることを担保している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能( 1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト( 2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能( 3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>( 1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>( 2) 番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>( 3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務事務の運用における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税クラウドサービスは団体内統合利用番号連携サーバシステムを介さなければ中間サーバと接続できない。団体内統合利用番号連携サーバシステムとは電子記憶媒体から通信を暗号化し、外部接続のネットワークと分離した社内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用するため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体内統合利用番号連携サーバシステムと中間サーバ間との接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバ・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<p>&lt; 選択肢 &gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>	

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務事務の運用における措置 &gt;          ・入手した特定個人情報について、県税クラウドサービス内の情報と突合を行い、真正性及び正確性確認を行う。また、別途、届出又は申告があった際に、その内容と突合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。</p> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;          ・団体内統合利用番号連携サーバシステムでは、照会対象者の真正性確認済個人番号に基づいて付番された統合利用番号により情報照会処理を行うため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;          ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt; 選択肢 &gt;          1) 特に力を入れている          2) 十分である          3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt; 税務事務の運用における措置 &gt;          ・職員認証によるアクセス制御を実施している県税クラウドサービスは、団体内統合利用番号連携サーバシステムを介さなければ中間サーバーと接続できない。団体内統合利用番号連携サーバシステムとは外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用するため、安全性が担保されている。          ・県税クラウドサービスのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御により照会できる職員を限定し、照会した場合はアクセスログの記録を行う。          ・県税クラウドサービスのデータを保管するデータセンター及びバックアップセンターは入退出権限を持つ者を限定し、機器を設置しているサーバ室についてはIDカードにより、入室する者の記録・管理を行う。また、県税クラウドサービスの運用維持管理委託業務で取り扱う居室は入退出権限を持つ者を限定し、IDカードにより、入室する者の記録・管理を行う。</p> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;          ・団体内統合利用番号連携サーバシステムと中間サーバー間との接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用し、また、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・団体内統合利用番号連携サーバシステム運用事業者の業務は、機器の監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p> <p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;          ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している( )。          ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。          ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。          ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>( ) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;          ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。          ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>

リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt; 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</li> </ul>			

**7. 特定個人情報の保管・消去**

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
物理的対策 具体的な対策の内容		<県税クラウドサービスにおける措置> ・県税クラウドサービスのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 ・データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ・データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ・サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ・バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ・電子記録媒体を利用する場合は、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。また、電子記録媒体の利用及び運搬の際は、電子記録媒体内の暗号化、パスワードによる保護をする。電子記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管し、不要となった際は物理破壊等による復元不可能な状態にした上で廃棄する。 ・団体内統合利用番号連携サーバシステムは、遠隔地バックアップされており、設置ラックは耐震措置がなされている。また、サーバーが設置されている部屋は、生体認証およびパスワードにより入退室が管理されている。 ・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。 ・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。 ・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。  <国税連携システム(eLTAX)における措置> ・サーバはデータセンター内に構築し、常時、有人監視を行っている。 ・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。 ・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。 ・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

技術的対策	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な対策の内容	<p>&lt;県税クラウドサービスにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務端末にはウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルの更新を行っている。</li> <li>・委託先事業者が利用する業務端末には、各種外部接続端子の接続を制限するソフトウェアを導入している。</li> <li>・県税クラウドサービスで利用する庁内ネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワーク(VPNまたは専用線)を利用している。</li> <li>・県税クラウドサービスが稼働するサーバが設置されているデータセンタと庁内ネットは、LGWAN回線で接続されファイアウォールで保護されている。</li> <li>・団体内統合利用番号連携サーバシステムは、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行うとともに、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルの更新を行う。また、ファイアウォール、ルーター等により、指定機器外のアクセスから保護する。</li> <li>・県税クラウドサービスからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、当該ファイルにはパスワードを掛ける。</li> </ul> <p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。</li> <li>・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	
バックアップ	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
事故発生時手順の策定・周知	[ 十分にしている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号は生存者の個人番号と分けて保管していないため、生存者の特定個人情報と同様の安全管理措置を講じる。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている





## その他のリスク対策

1. 監査	
自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt; 選択肢 &gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>&lt; 県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置 &gt;            本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所にて担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。</p> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;            国税連携システム(eLTAX)については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;            ・手順書等に基づき、団体内統合利用番号連携サーバシステムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;            ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt; 選択肢 &gt;            1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている            3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>&lt; 県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置 &gt;            評価書に記載されたとおり運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。            ・ICカードの管理状況            ・帳票の保管状況            ・端末の管理状況            を確認する。</p> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;            ・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。            ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査(外部監査)の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めることにしている。</p> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;            ・手順書等に基づき、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;            ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>

**2. 従業者に対する教育・啓発**

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[ 十分に行っている ] &lt;選択肢&gt;          1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている          3) 十分に行っていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>&lt; 県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置 &gt;          ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行い、特定個人情報の適正な取扱いと人為的ミス(誤入力等)の防止を徹底する。          ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において特定個人情報ファイルの取扱いにつき解説する。          ・システム利用に係る違反者に対してはアクセス権限を停止する。</p> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;          国税連携システム(eLTAX)については、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修に参加させている。</p> <p>&lt; 団体内統合利用番号連携サーバシステムにおける措置 &gt;          ・従事職員に対して、特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。          ・委託業者に対しては、契約内容に「個人情報保取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」を明記している。・職員等の違反行為を確認した場合には、その都度、当該職員に対し適切な指導を行うとともに、当該職員が所属する所属長に対して、適切な措置を講じるよう求める。なお、違反行為をした職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、懲戒処分の対象とする。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;          ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。          ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>

**3. その他のリスク対策**

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >  
 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

# 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本県総務部市町村・税務局税務課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 電話 096-333-2101
請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	-
手数料等	<p>[ 無料 ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt;</span> 1) 有料 2) 無料</p> <p>開示請求については、閲覧は無料であるが、写しの交付については費用の負担がある。</p> <p>【手数料額】 ・文書・図画 複写機による複写(白黒) 複写物1面につき 10円 複写機による複写(カラー) 複写物1面につき 30円 (手数料額、納付方法: 電磁的記録 ) 用紙への出力(白黒) 出力用紙1面につき 10円 用紙への出力(カラー) 出力用紙1面につき 30円 光ディスク(CD-R)への複製 700MB CD-R1枚につき 80円</p> <p>【納付方法】 現金により徴収する。郵送による開示請求の場合は、現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書により徴収する。</p>
個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <span style="float: right;">&lt; 選択肢 &gt;</span> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人事業税課税事務、不動産取得税課税事務、自動車税(環境性能割、種別割)賦課事務、 鉾区税課税事務、ゴルフ場利用税賦課事務、軽油引取税賦課事務、県たばこ税賦課事務、 産業廃棄物税賦課事務、収税管理事務、預貯金調査に関する事務、県税犯則取締事務
公表場所	熊本県庁舎 本館1階 情報プラザ 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
法令による特別の手続	-
個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	熊本県総務部市町村・税務局税務課 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 電話 096-333-2101
対応方法	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて、対応記録を残す。

## 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	令和3年8月10日
しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
方法	県政に係る意見提出手続き(県政パブリック・コメント手続)を実施
実施日・期間	令和3年8月23日から令和3年9月21日
期間を短縮する特段の理由	-
主な意見の内容	主な意見は次のとおり ・誤った情報の入力してしまうと、情報漏えい等の不祥事が起こると考える。 ・「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」があるが、熊本県は宣言にあるような取り組みはされていない。 ・税の徴収に対する不服申し立てについての評価がない。 ・現行と変更後の運用で、ほぼ全ての取扱いが変わらない。特定個人情報ファイルの取扱いリスク認識が欠けているのではないかと。
評価書への反映	誤った情報の入力、特定個人情報データベースファイルを作成する上であってはならないことと認識し、以下の内容を反映する。 その他のリスク対策 2.従業員に対する教育・啓発(具体的方法) < 県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置 > ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行い、特定個人情報の適正な取扱いと人為的誤り(誤入力等)の防止を徹底する。 ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において特定個人情報の取扱いにつき解説する。 ・システム利用に係る違反者に対してはアクセス権限を停止する。
3. 第三者点検	
実施日	
方法	熊本県情報公開・個人情報保護審議会において第三者点検を実施
結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
提出日	
個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	基本情報-7. 評価実施機関における担当部署・所属長の役職名	税務課長 斉藤浩幸	税務課長	事後	様式の改正に伴う形式的な変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和1年6月7日	特定個人情報ファイルの概要-2. 基本情報- 保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月1日	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月7日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク- 技術的対策 具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイアーウォールを設ける。</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新する。</li> <li>・不審な電子メールは開かず削除する。</li> <li>・県税システム利用端末はインターネットに接続しない設定とし、インターネット接続が必要な場合のみ設定を切り替える。</li> <li>・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイアーウォールを設ける。</li> <li>・ウィルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウィルスパターンファイルを更新する。</li> <li>・不審な電子メールは開かず削除する。</li> <li>・県税システム利用端末については、インターネット用の端末とは分離した専用端末を設置している。</li> <li>・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。</li> </ul>	事後	個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にあたらない。
令和1年6月7日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか- その内容	<p>内容:メールマガジン発行に伴うメール送信時の操作誤りによるメールアドレスの漏えい。 原因: BCC (ブラインド・カーボン・コピー) で送付すべきところをTOで送信。 影響: 187件分(個人・団体含む。) 発生時の対応: 送信者全員に対し、お詫び及びメールの削除依頼を行うとともに、二次被害防止等のため、記者発表を行った。</p>	-	事後	発生から3年が経過したため記載を削除するものであり、重要な変更にあたらない。
令和1年6月7日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか- 再発防止策の内容	<p>各実施機関に対し、文書通知により注意喚起を行った。 外部にメールを送信する際に、BCCでの送付を促す注意喚起の表示を行うこととした。 配信時に2名以上の職員が立会い、確認することを徹底することとした。</p>	-	事後	発生から3年が経過したため記載を削除するものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月7日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	-	内容: 外部に対するメール送信時の操作誤りによるメールアドレスの漏えい。 原因: BCC (ブラインド・カーボン・コピー) で送付すべきところを誤ってTOで送信。 影響: 210件分(個人) 発生時の対応: 送信者全員に対し、誤送信についての謝罪及び誤送信したメールの削除依頼を行った。	事後	当該重大事故は、その発生に伴いリスク対策等の見直しが想定される重大事故ではないため、重要な変更には当たらない。
令和1年6月7日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク- 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	-	TO又はCCに外部のメールアドレスを指定した場合、送信時に強制的にBCCとなるようメールシステムを改修した。 メールアドレス誤り等による誤送信には引き続き十分な確認を行うよう、各実施機関に対し、文書通知により注意喚起を行った。	事後	当該重大事故は、その発生に伴いリスク対策等の見直しが想定される重大事故ではないため、重要な変更には当たらない。
令和1年6月7日	開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求- 手数料等	<p>[有料]</p> <p>[写しの交付を希望される場合]</p> <p>・文書・図画 乾式複写機による複写(白黒) 複写物1面につき 10円 乾式複写機による複写(カラー) 複写物1面につき 30円 用紙への出力 出力用紙1面につき 10円 ・電磁的記録 フロッピーディスクへの複製 3.5インチFD1枚につき 50円 等</p>	<p>[無料]</p> <p>開示請求については、閲覧は無料であるが、写しの交付については費用の負担がある。</p> <p>[手数料額]</p> <p>・文書・図画 複写機による複写(白黒) 複写物1面につき 10円 複写機による複写(カラー) 複写物1面につき 30円 ・電磁的記録 用紙への出力(白黒) 出力用紙1面につき 10円 用紙への出力(カラー) 出力用紙1面につき 30円 光ディスク(CD-R)への複製 700MB CD-R1枚につき 80円</p> <p>[納付方法]</p> <p>現金により徴収する。郵送による開示請求の場合は、現金書留、普通為替証書又は定額小為替証書により徴収する。</p>	事後	軽微な修正であり、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	基本情報 2 . 特定個人情報 ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム システム 3 システムの名称	-	国税連携システム (eLTAX)	事後	評価書点検に伴う修正であ り、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	基本情報-2 . 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム-システ ム3- システムの機能	-	・国税連携システム (eLTAX) は、国及び地方を 通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地 方税共同機構 (旧一般社団法人地方税電子化 協議会) が構築したシステムであり、平成23年1 月から運用が開始された。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等 データ及び国税当局に書面で申告された所得 税申告書等データが総合行政ネットワーク (L G WAN) を通じ送付される。 ・国税連携システム (eLTAX) には、 国税庁から、地方税ポータルセンタ (eLTAX) を通じて、所得税申告書等データを受領する。 他の都道府県に対して、所得税申告書等 データを送付する。 等の機能がある。	事後	評価書点検に伴う修正であ り、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	基本情報-2 . 特定個人情 報ファイルを取り扱う事務にお いて使用するシステム-システ ム3- 他のシステムとの接続	-	地方税ポータルセンタ (eLTAX)	事後	評価書点検に伴う修正であ り、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概 要-4 . 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託の有無	委託する 2件	委託する 3件	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概 要-4 . 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託事項3	-	国税連携システム (eLTAX) 連携に係る運用業 務	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概 要-4 . 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託事項3 - 委託内容	-	A S Pサービスによる、国税連携システム (eLTAX) と県税システム間とのデータ連携等に 係る業務	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概 要-4 . 特定個人情報ファイル の取扱いの委託-委託事項3 - 取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲	-	特定個人情報ファイルの一部	事前	重要な変更にあたる。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の数	-	10万人以上100万人未満	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-対象となる本人の範囲	-	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)で、都道府県に事務所又は事業所を有する者が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3- 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲-その妥当性	-	国税連携システム(eLTAX)の安定的な維持運用等を図るため、地方税共同機構が認定した事業者に運用業務を委託する必要がある。	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3- 委託先における取扱者数	-	10人未満	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3- 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	-	総合行政ネットワーク(LGWAN)	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3- 委託先名の確認方法	-	委託先が決定した後に入札情報公開サービスで公開している。	事前	重要な変更にあたる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3- 委託先名	-	TIS株式会社 インダストリー事業統括本部 産業公共事業本部 産業ビジネス第2事業部 九州支社	事前	重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-再委託の有無	-	再委託する	事前	重要な変更当たる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-再委託の許諾方法	-	契約書において、原則再委託してはならない旨を明記しているが、やむをえず再委託を行う場合は、委託先から提出された再委託の承認申請を確認のうえ、これまでの実績を踏まえて妥当性を判断し、再委託先にも委託先と同様の契約上の義務を遵守させる。	事前	重要な変更当たる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項3-再委託事項	-	端末機器の保守作業、導入支援、問合せ一時受付等のサービス	事前	重要な変更当たる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	-	提供を行っている 1件	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更当たらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1	-	他の都道府県知事	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更当たらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1- 法令上の根拠	-	番号法第19条第8号	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更当たらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1- 提供先における用途	-	個人事業税の課税のために、提供した特定個人情報を利用し、調査及び賦課決定を行う。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更当たらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1- 提供する情報	-	本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先1- 提供する情報の対象となる本人の数	-	1万人未満	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先1- 提供する情報の対象となる本人の範囲	-	本県で賦課しない所得税申告者等	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先1- 提供方法	-	LGWAN	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) -提供先1- 次期・頻度	-	他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に提供する。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去- 保管場所	・庁内でセキュリティカードによる入退出管理を行っている部屋に設置した施錠付きラック内に設置したサーバー内に保管し、専用端末、利用者ID及びパスワードによりアクセス制限を行っている。	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。</li> <li>・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。</li> <li>・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。</li> <li>・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データセンタ内に構築したサーバに保管し、常時、有人監視を行っている。</li> <li>・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。</li> <li>・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。</li> <li>・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</li> </ul>	事前	重要な変更当たる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去- 消去方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間経過等により不要と判断した特定個人情報については、ソフトウェアを用いて消去する。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊またはソフトウェアを利用して完全に消去する。</li> <li>・申告書等の紙媒体については、焼却又は溶解処分により廃棄する。</li> </ul>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管期間経過等により不要と判断した特定個人情報については、ソフトウェアを用いて消去する。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊またはソフトウェアを利用して完全に消去する。</li> <li>・保管期間を経過した申告書等の紙媒体については、焼却又は溶解処分により廃棄する。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;</p> <p>国税連携システム(eLTAX)のデータは、県税システムへのデータ連携(又は印刷)が必要なものについてはデータ連携(又は印刷)を行ったうえで、地方税共同機構の指定する時期(毎年11月頃)に、国税連携システムの削除機能により、前年受信分データの削除を行う。</p>	事前	重要な変更当たらないが、新規の委託に伴う変更であり、かつ、特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正であるため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録	-	記録を残している	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	-	・国税連携システム(eLTAX)を利用して他都道府県へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信状況等がシステム上に記録される。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール	-	定めている	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルール内容及びルール遵守の確認方法	-	・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1 不正な提供・移転が行われるリスク-リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	-	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)と都道府県間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク2 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクに対する措置の内容	-	本県で受信した、本県では賦課しない所得税申告書等データを、他都道府県に提供するに当たっては、提供情報及び提供先を複数の職員で確認している。	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク3 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク-リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更には当たらない。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-物理的対策-具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県税システム、国税連携システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。</li> <li>・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。</li> <li>・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。</li> </ul>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県税システム、団体内統合利用番号連携サーバシステム等の各サーバは、設置場所についてICカードによる入退室管理、監視カメラや停電時の電源確保、室温管理、免震措置等の対策を講じている。</li> <li>・業務端末の利用について、利用を終了する際は県税システムを終了させ、ICカードを外して厳重に保管する。</li> <li>・勤務時間外の庁舎管理については警備システムを導入する。</li> <li>・申告書等の紙媒体については、鍵付きの保管棚等で保管する。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム(eLTAX)における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバはデータセンタ内に構築し、常時、有人監視を行っている。</li> <li>・サーバが設置してある部屋は、生体認証とICカードにより入退室管理されている。</li> <li>・サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。</li> <li>・停電によるデータの消失を防ぐために、サーバに無停電電源装置を付設している。</li> <li>・端末設置場所、記録媒体の保管場所については、施錠管理を行っている。</li> </ul>	事前	重要な変更には当たる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-技術的対策-具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイアウォールを設ける。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新する。</li> <li>・不審な電子メールは開かず削除する。</li> <li>・県税システム利用端末については、インターネット用の端末とは分離した専用端末を設置している。</li> <li>・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。</li> </ul>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者の侵入防止のため、ネットワークにファイアウォールを設ける。</li> <li>・ウイルス対策ソフトウェアを導入し、定期的にウイルスパターンファイルを更新する。</li> <li>・不審な電子メールは開かず削除する。</li> <li>・県税システム利用端末については、インターネット用の端末とは分離した専用端末を設置している。</li> <li>・県税システムからダウンロードしたファイルは、端末及び外部記録装置に保存しないよう努め、業務の都合上保存が必要な場合は、全庁ファイルサーバやログイン制限を掛けたネットワークドライブに保存し、当該ファイルにはパスワードを掛ける。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバにアクセスするアカウントの発行は必要最小限とし、定期的にアクセスログの確認を行う。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用することによる不正プログラム対策及びファイアウォール、侵入検知システムによる不正アクセス対策を行う。</li> <li>・不正アクセス防止策として、LGWAN上で運用している。</li> </ul>	事前	重要な変更当たる。
令和1年7月18日	その他のリスク対策-1 監査-自己点検-具体的なチェック方法	<p>本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所で担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。</p>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <p>本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所で担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;</p> <p>国税連携システム (eLTAX) については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準 (平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	事前	重要な変更当たる。



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月18日	その他のリスク対策-1 監査 - 監査-具体的な内容	評価書に記載されたとおりに運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。 ICカードの管理状況 帳票の保管状況 端末の管理状況 を確認する。	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt; 評価書に記載されたとおりに運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。 ICカードの管理状況 帳票の保管状況 端末の管理状況 を確認する。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt; ・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査 (外部監査) を実施している。 ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査 (外部監査) の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めることにしている。</p>	事前	重要な変更当たる。
令和1年7月18日	その他のリスク対策-2 従業員に対する教育・啓発-従業員に対する教育・啓発-具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う</li> <li>新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において解説する</li> <li>違反者に対してはアクセス権限を停止する</li> </ul>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt; ・各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。 ・新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において解説する。 ・違反者に対してはアクセス権限を停止する。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt; 国税連携システム (eLTAX) については、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修に参加させている。</p>	事前	重要な変更当たる。
令和1年7月18日	特定個人情報ファイルの概要-6. 特定個人情報の保管・消去- 保管期間-その妥当性	地方税法第17条の5の規定に基づき7年間は保管する。但し、税の未納や係争中の納税者に係る情報については、前記の期間にかかわらず保管する必要がある。	<p>地方税法第17条の5の規定に基づき7年間は保管する。但し、税の未納や係争中の納税者に係る情報については、前記の期間にかかわらず保管する必要がある。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) &gt; 国税連携システム (eLTAX) のサーバは、国税連携データを最大2年間保有するハードウェア構成になっているため、国税連携システム (eLTAX) における保管期間は最大2年間である。</p>	事前	特定個人情報保護評価の再実施に係る第三者点検結果による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月14日	特定個人情報ファイルの概要 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項2 - 委託先名	株式会社 コンピュータービジネス	株式会社 KDS	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年12月14日	特定個人情報ファイルの概要 - 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 - 委託事項3 - 委託先名	TIS株式会社 インダストリー事業統括本部 産業公共事業本部 産業ビジネス第2事業部 九州支社	TIS株式会社	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年12月14日	特定個人情報ファイルの概要 - 5. 特定個人情報の提供・移転 - 提供先1 法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年12月14日	特定個人情報ファイルの概要(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	県税システム特定個人情報ファイル記録項目(1,132項目)	県税システム特定個人情報ファイル記録項目(1,192項目)	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年12月14日	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	過去3年以内に個人情報に関する重大事故が発生しなかったことによる修正で、重要な変更にあたらぬ。
令和2年12月14日	開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - 個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	自動車税及び自動車取得税賦課事務	自動車税(環境性能割、種別割)賦課事務	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらぬ。
令和2年12月14日	開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 - 個人情報ファイル簿の公表 公表場所	熊本県庁舎 新館1階 情報プラザ	熊本県庁舎 本館1階 情報プラザ	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	システム1 県税システム システム2 団体内統合利用番号連携サーバシステム システム3 国税連携システム(eLTAX)	システム1 県税システム(令和4年12月末まで運用予定) システム2 県税クラウドサービス(令和5年1月から運用開始予定) システム3 団体内統合利用番号連携サーバシステム システム4 中間サーバシステム システム5 国税連携システム(eLTAX) システム6 住民基本台帳ネットワークシステム(住民基本台帳ネットワークシステム内の都道府県サーバ部分について記載)	事前	重要な変更にあたる。
	基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	県税システムデータベースファイル	[県税システム] 県税システムデータベースファイル(令和4年12月末まで運用予定) [県税クラウドサービス] 県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)	事前	重要な変更にあたる。
	(別添1) 事務の内容	-	県税クラウドサービス運用開始後のフロー図の追加	事前	重要な変更にあたる。
	特定個人情報ファイルの概要	県税システムデータベースファイル	[県税システム] 県税システムデータベースファイル(令和4年12月末まで運用予定) [県税クラウドサービス] 県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)に分けて記載	事前	重要な変更にあたる。
	特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 - 委託先名	株式会社 KDS	株式会社 電算	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更にあたらぬ。
	特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 - 委託先名	TIS株式会社	株式会社 インテック	事後	委託先社名変更による修正であり、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。)提供先1 法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	根拠規定の整備によるもので、重要な変更にあたらない。
	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目	-	県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定) を追加記載	事前	重要な変更にあたる。
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク	・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 (根拠規定) 番号法施行令第12条第2項	番号法施行令第12条第3項	事後	評価書点検に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	県税システムデータベースファイル	[県税システム] 県税システムデータベースファイル (令和4年12月末まで運用予定) [県税クラウドサービス] 県税クラウドサービスデータベースファイル (令和5年1月から運用開始予定) に分けて記載	事前	重要な変更にあたる。
	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)[○]接続しない(提供)	[ ]接続しない(入手)[○]接続しない(提供) リスク1以降の記載追加	事前	重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	<p>その他のリスク対策</p> <p>1. 監査 自己点検</p>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt; 本評価書の内容に沿った運用がなされているか、年1回、各広域本部及び自動車税事務所等担当者・班長・課長・副部長・総務部長等において別途定める点検票に基づき自己点検を実施し、結果を本庁に提出する。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt; 国税連携システム (eLTAX) については、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準 (平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</p>	<p>&lt; 県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置 &gt; (内容省略 (同左))</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt; (内容省略 (同左))</p> <p>&lt; 団体内統合宛名システムにおける措置 &gt; ・手順書等に基づき、団体内統合宛名システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>	事前	重要な変更にあたる。
	<p>その他のリスク対策</p> <p>1. 監査 監査</p>	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt; 評価書に記載されたとおり運用がなされているか、本庁税務課が各所管に対して年1回自己点検の結果を踏まえ監査を実施する。 ICカードの管理状況 帳票の保管状況 端末の管理状況 を確認する。</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt; ・認定委託先事業者に対し、地方税共同機構が毎年度、情報セキュリティ監査 (外部監査) を実施している。 ・県は、認定委託先事業者より情報セキュリティ監査 (外部監査) の結果と、その後の措置の状況の報告を受け、必要に応じて改善を求めるとしている。</p>	<p>&lt; 県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置 &gt; (内容省略 (同左))</p> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt; (内容省略 (同左))</p> <p>&lt; 団体内統合宛名システムにおける措置 &gt; ・手順書等に基づき、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt; ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>	事前	重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発	<p>&lt; 県税システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行う。</li> <li>新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において解説する。</li> <li>違反者に対してはアクセス権限を停止する。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;</p> <p>国税連携システム (eLTAX) については、担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修に参加させている。</p>	<p>&lt; 県税システム及び県税クラウドサービスにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種会議の場で、個人情報保護及び情報セキュリティに関する指導を行い、特定個人情報の適正な取り扱いと人為的ミス (誤入力等) の防止を徹底する。</li> <li>新たに税務職員になった者に対しては、新任職員研修において特定個人情報ファイルの取扱いにつき解説する。</li> <li>システム利用に係る違反者に対してはアクセス権限を停止する。</li> </ul> <p>&lt; 国税連携システム (eLTAX) における措置 &gt;</p> <p>(内容省略 (同左))</p> <p>&lt; 団体内統合宛名システムにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>従事職員に対して、特定個人情報と情報セキュリティに関する研修を実施する。</li> <li>委託業者に対しては、契約内容に「個人情報採取扱特記事項」と「情報セキュリティに関する特記事項」を明記している。</li> <li>職員等の違反行為を確認した場合には、その都度、当該職員に対し適切な指導を行うとともに、当該職員が所属する所属長に対して、適切な措置を講じるよう求める。なお、違反行為をした職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、懲戒処分の対象とする。</li> </ul> <p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。</li> <li>中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</li> </ul>	事前	重要な変更にあたる。
	その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	-	<p>&lt; 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	事前	重要な変更にあたる。

(別添)

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

[審査の観点及び審査の観点における主な考慮事項]

【凡例】  
 ( ) 数字: 審査の観点(指針第10の1(2))  
 ○ 数字: 審査の観点における主な考慮事項  
 数字: 審査の観点における主な考慮事項(細目)

評価書番号	評価書名

<p>【全体的な事項】</p> <p>(1) しきい値判断に誤りはないか。</p> <p>(2) 適切な実施主体が実施しているか。</p>
---

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
特記事項	

<p>1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。</p>
--

評価実施機関名

<p>(3) 公表しない部分は適切な範囲か。</p> <p>(4) 適切な時期に実施しているか。</p> <p>(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。</p> <p>(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。</p> <p>(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。</p> <p>(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
--

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

<p>⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>
--

公表日

<p>(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>
--





<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	
②実現が期待されるメリット	
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[                      ] <small>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</small>
②法令上の根拠	
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	
②所属長	
<b>8. 他の評価実施機関</b>	

<p>5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、具体的な事務の流れに即して説明しているか。</p> <p>6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。</p> <p>7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。</p>
---

(別添1) 事務の内容

(備考)

## II 特定個人情報ファイルの概要

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>	
<b>2. 基本情報</b>	
①ファイルの種類 ※	[ ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	
その必要性	
④記録される項目	[ ] <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ ] 障害者福祉関係情報 [ ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	
⑥事務担当部署	

(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。

② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。

8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。

3. 特定個人情報の入手・使用								
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )							
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )							
③入手の時期・頻度								
④入手に係る妥当性								
⑤本人への明示								
⑥使用目的 ※								
	変更の妥当性							
⑦使用の主体	使用部署 ※							
	使用者数 [ ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>								
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満							
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満							
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
⑧使用方法 ※								
	情報の突合 ※							
	情報の統計分析 ※							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※							
⑨使用開始日								

10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。

11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。

12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。

13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。

14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[                    ] <選択肢> 1) 委託する    2) 委託しない (                    ) 件
委託事項1	
①委託内容	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[                    ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[                    ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	
その妥当性	
③委託先における取扱者数	[                    ] <選択肢> 1) 10人未満                    2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満       4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満   6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[   ] 専用線    [   ] 電子メール    [   ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く.) [   ] フラッシュメモリ    [   ] 紙 [   ] その他 (                    )
⑤委託先名の確認方法	
⑥委託先名	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [                    ] <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法
	⑨再委託事項
委託事項2～5	
委託事項6～10	
委託事項11～15	
委託事項16～20	

16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。

17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。

18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている ( ) 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

--





3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	
アクセス権限の発効・失効の管理	[ ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	
アクセス権限の管理	[ ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	
特定個人情報の使用の記録	[ ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[ ] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[ ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	
特定個人情報の提供ルール	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	
特定個人情報の消去ルール	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ ] <選択肢> 1) 特にかを入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特にかを入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特にかを入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特にかを入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特にかを入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないうために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
		具体的な対策の内容
⑥技術的対策	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
		具体的な対策の内容
⑦バックアップ	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
		その内容
		再発防止策の内容
⑩死者の個人番号	[ ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
		具体的な保管方法
		その他の措置の内容
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。

62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。

**IV その他のリスク対策 ※**

<b>1. 監査</b>	
①自己点検	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	
②監査	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	
<b>2. 従業員に対する教育・啓発</b>	
従業員に対する教育・啓発	[ ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	
<b>3. その他のリスク対策</b>	

⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか。

70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。

71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。

72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか。





## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。





# 令和3年度（2021年度）第9回熊本県情報公開・個人情報保護審議会

日 時：令和3年（2021年）11月26日（金）10:00～  
場 所：県庁 行政棟本館5階 審議会室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 特定個人情報ファイルの取扱いについて  
・ 答申案について

資料1

～以下、非公開～

- (2) 前回議事録の確定

資料2

- (3) 諮問第28号（個人情報）の審議  
・ 答申案について

資料28-22

- (4) 諮問第210号（情報公開）の審議  
・ 実施機関に説明を求める事項について

資料210-3

資料210-4

### 3 閉 会

#### ※諮問案件

○県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて

○諮問第28号（個人情報）

警察官が作成した行政文書に記載された開示請求者の個人情報の不開示決定（適用除外）に関する件

○諮問第210号（情報公開）

令和2年度（2020年度）熊本県公立学校教員採用選考考査関係文書の部分開示決定に関する件

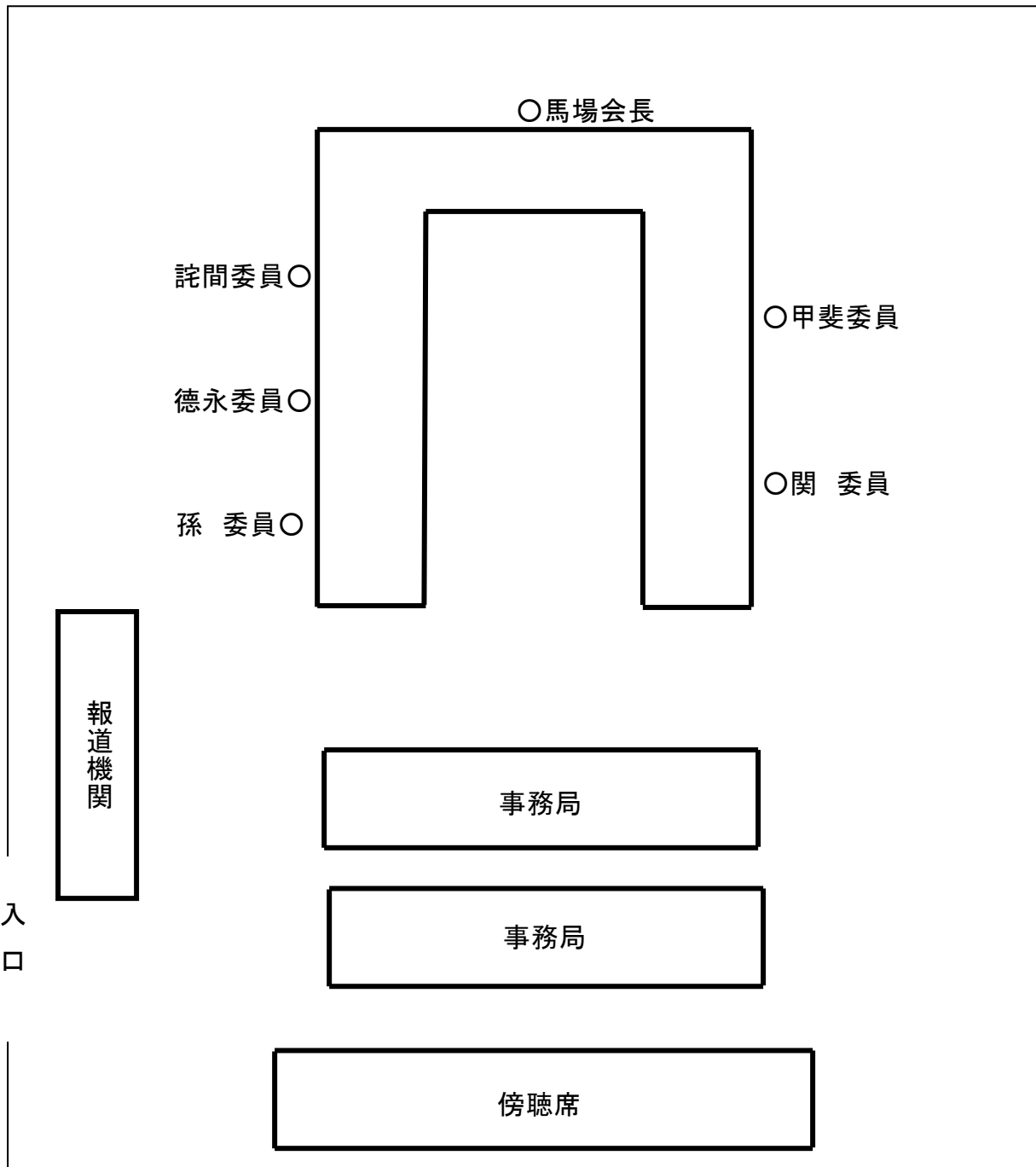
第9回 熊本県情報公開・個人情報保護審議会

配 席 図

日時：令和3年(2021年)11月26日(金)

午前10時00分～

場所：県庁行政棟本館5階 審議会室



情個審答申第 号  
令和3年（2021年） 月 日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

熊本県情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 馬場 啓

県税の賦課徴収等に関する事務における全項目評価書（案）に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて（答申）

令和3年（2021年）9月29日付け税第306号で諮問のあったこのことについては、熊本県情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第4号の規定に基づき、下記のとおり答申します。

記

標記評価書（案）について、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月20日付け特定個人情報保護評価委員会作成。）の審査の観点に照らし、点検を行ったところ、標記事務における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、本審議会は、以下1～4の事項について意見を述べる。

- 1 新システム導入の必要性を評価書に記載すること。
- 2 「クラウドサービス」の用語について定義を明記し、外部からのアクセスはできない旨を記載すること。
- 3 保管期間については原則の期間を記載すること。また、例外的な取扱いについては保管期間の妥当性の欄に記載し、保管期間ごとにどのような情報が該当するのか明らかにすること。また、保管期間の始期を明記すること。
- 4 新システム運用開始後は旧システムに新しいデータを保有しないことを明記すること。